

全トヨタ労連総合保障共済

ゆうゆう

総合パンフレット・重要事項説明書

申込書
提出締切日
**2013年
12月26日(木)**
必着



「ゆうゆう」お問い合わせ窓口

「ゆうゆう」運営・共済金請求に関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

代表 **0565-25-1901**

受付時間 [月～金] 8:30～17:30

※長期連休はお休みとさせていただきます。

「ゆうゆう」フリーダイヤル

「ゆうゆう」制度内容・申込方法・住まいの保障などに
関するお問い合わせは

期間
限定

 **0120-81-3401**

フリーダイヤル
開設期間

2013年12月2日(月)～2013年12月26日(木)
[月～金]9:00～19:00

「ゆうゆう」フリーダイヤルのご利用について

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」では「ゆうゆう」一斉展開の時期にあわせてフリーダイヤルを開設します。なお、契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からの問い合わせのみご対応させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

「ゆうゆう」継続加入のご案内

日ごろより「ゆうゆう」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ご契約の継続案内を送付させていただきますので、ご契約内容の確認をお願いします。

申込書提出締切日と効力発生日(保障開始日)

申込書
提出締切日

2013年
12月26日(木) 必着

効力発生日(保障開始日) **2014年4月1日**

「ゆうゆう」加入・継続加入申込書兼告知書、(旧制度)医療共済継続切替確認書兼据置割りもどし金請求書のご提出は同封の返信用封筒(全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」宛)をご利用ください。

「ゆうゆう」加入・継続加入申込書兼告知書および(旧制度)医療共済継続切替確認書兼据置割りもどし金請求書の取り扱いについて

- 「ゆうゆう」加入内容に変更(追加・変更・一部解約など)がある場合は「ゆうゆう」加入・継続加入申込書兼告知書(以下「加入申込書」)をご提出ください。(変更のない場合は、加入申込書のご提出は不要です。この場合、加入申込書記載の契約内容にて継続加入とさせていただきます。)
- (旧制度)医療共済が2014年3月に満期になる方は(旧制度)医療共済継続切替確認書兼据置割りもどし金請求書(以下「確認書兼請求書」)が同封されております。(旧制度)医療共済のご継続・切り替えについては、確認書兼請求書記載の取り扱い内容をご確認のうえお手続きください。
※2014年3月満期以外の(旧制度)医療共済契約については、「ゆうゆう」加入・継続加入申込書右端に加入内容が案内されており、満期まで継続されます。解約、切替を希望される場合は別途手続きが必要ですのでゆうゆうセンターまでご連絡ください。

お手続きのご案内

ご希望のお手続き方法へお進みください。

このまま継続をされる方は (加入申込書記載の内容で継続される場合)

加入申込書のご提出は不要です。

加入申込書は
提出しなくても
いいんだね!



追加・変更・一部解約をされる方は

P.3~4の記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、加入申込書をご提出ください。

次の保障は新規・増額加入いただけます。

火災保障 自然災害保障 入院・手術保障
交通災害保障 終身医療保障 終身生命保障

▲ 注意

※新規・増額加入は、効力発生日時点の満年齢によって加入いただけない場合があります。

次の保障は継続・変更(減額)のみの取り扱いとなります。新規・増額はできません。

生命・後遺障害保障

P.3へ

全解約をされる方は

P.5~6の記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、加入申込書をご提出ください。

P.5へ



STEP1~6の流れにそって申込書を記入しましょう！

STEP 1 申込書記入日 1

■申込書記入日(告知日)

お申し込みの際は必ず申込書記入日(告知日)をご記入ください。

申込書記入日(告知日)は各保障に加入の際の引受判断基準日となる重要な日付となります。

1	予定発効日(効力発生日)	2014年4月1日
2	申込書記入日(告知日)	2013年12月15日

STEP 2 申込区分 2

加入内容を変更される場合
②「追加・変更・一部解約」
→「機械印字訂正」に「○」を
ご記入ください。

機械印字の訂正
この欄に○をつけることで、機械印字された箇所を変更する際に訂正印の押印が不要となります。
印字を「二重線」で訂正し、変更後の内容をご記入ください。

1	変更無し	提出不要
2	加入内容を追加・変更・一部解約	機械印字訂正
3	加入している保障をすべて解約	組合員および

STEP 3 組合員記入欄 3

■氏名/ご署名

追加・変更・一部解約など加入内容に変更がある場合は、自筆にて署名ください(配偶者、家族が加入内容を変更される場合も、組合員の署名・押印は必要です。)

■他の事故死亡保険契約の有無

加入申込書裏面に記載の他保険欄をお読みいただき、他の事故死亡保険契約がある場合「有」に○を付けてください。「有」に○がなかった場合、「無し」と回答いただいたものとみなします。前回「有」で今回「無」に変更となった場合、「有」を二重線で消してください。

■職業告知

加入申込書裏面に記載の職業(職種)告知をお読みいただき、該当の職業(職種)をご記入ください。既加入者で職業(職種)が印字されている場合は、ご確認のうえ、変更がある場合は正しい職業コードをご記入ください。なお職業コードが「99」の場合は、具体的な職業名をカタカナでご記入ください。

★職業告知欄 コード表

職業コード [99] の場合
職業名(カタカナ)を記入

0:0 職業名(カタカナ)

■現住所

現住所に変更がある場合は、印字された住所の下段に郵便番号・新住所をカタカナでご記入ください。また、住所変更理由欄についてもご記入ください。
※住所変更がない場合はご記入は不要です。

■電話番号

現在登録の電話番号を確認いただき、変更の場合は必ず変更後の電話番号をご記入ください。

■申込印(告知印)

追加・変更・一部解約など加入内容に変更がある場合は申込印(告知印)を必ず押印ください。

STEP 4 火災保障 4

火災保障、自然災害保障、借家人賠償責任特約にご加入される場合はご記入ください。※加入されない場合はご記入は不要です。

■物件内容

物件内容(建物構造・住宅延面積・同居家族数等)に変更がある場合は、印字内容を「二重線」で訂正し、変更後の内容をご記入ください。物件内容の変更によって住宅・家財の加入限度額が変更となる場合がありますので、加入口数についてもご確認ください。

■現住所以外の物件住所

目的物件所在地に変更がある場合は、既加入内容を「二重線」で訂正し、変更後の郵便番号・物件住所をご記入ください。

■火災保障・自然災害保障・借家人賠償責任特約の申し込み

<加入基準欄>加入されている物件内容を元に住宅・家財の加入基準(加入上限額)を印字しています。

<加入口数欄>火災保障の既加入口数・自然災害保障の加入タイプ・付帯内容、借家人賠償責任特約の既加入口数を印字しています。口数・加入タイプ・付帯内容を変更する場合は新規・変更の下欄に変更後の口数・加入タイプ・付帯内容をご記入ください。

<加入タイプ欄><付帯内容欄>自然災害保障の加入タイプ・付帯内容をご記入ください。

※付帯内容「◎付帯なし」を選択された場合は、加入タイプは不要です。

STEP 5 加入申込欄 5 (組合員欄・配偶者欄・家族欄①~③)

■家族(配偶者)加入欄

組合員欄同様に家族申込欄についても署名・職業告知・他の事故死亡保険契約など必要項目をご記入ください。

【注】家族契約の追加・変更・一部解約については、加入者の同意が必要となり、加入者ごとの自筆の署名と申込印(告知印)の押印が必要となります。

■追加加入

家族加入が4名以上となる場合、火災保障を2物件以上加入される場合は、別途加入申込書(白紙)にご記入いただき、すべての申込書をご提出ください。申込書(白紙)はゆうゆうセンターにて取り寄せてください。

終身生命保障、入院・手術保障、終身医療保障、交通災害保障にご加入される場合はご記入ください。

※加入されない場合はご記入は不要です。

■質問表回答欄

右記の保障に追加・増額加入を申し込む場合は、保障ごとに定められた質問表(加入申込書裏面記載)への回答(青部分)が必要となります。回答をいただけない場合や回答内容によっては、加入をお引受できない場合がございます。

- 終身生命保障
- 入院・手術保障
- 終身医療保障
- 交通災害保障

■保障単位の追加・変更・一部解約

保障ごとに追加・変更・一部解約をされる場合は、以下のとおりご記入ください。

追加………保障額(加入タイプなど)および掛金をご記入ください。
変更………変更をされる保障額(加入タイプなど)および掛金を「二重線」で訂正し、変更後の保障額(加入タイプなど)および掛金を申込欄にご記入ください。

一部解約………申込欄の「解約する」を○で囲み、掛金を「二重線」で訂正し、「0円」とご記入ください。

■終身生命保障・終身医療保障の変更・解約について

(増額・減額)および解約される場合は、申込書提出後確認をさせていただきます。

■各保障の年齢満了および終身医療保障払込満了時の印字内容について
年齢満了にともない今年度(2014年3月31日)をもって加入申込書に既加入内容が印字されません。の方は申込欄に「払済契約」と印字され掛金は「0円」となります。

■加入者単位の解約

加入者単位で解約される場合は、「加入者単位の解約」欄にご記入ください。加入者単位で解約される場合は、合計掛金を「二重線」

【注意】掛金欄に「*」がある保障は、発効日時時点の満年齢により次年度から掛金が変わります。次年度の掛金を確認のうえ、お手続きください。

STEP 6 掛金合計

2014年4月1日発効(効力発生)時点の掛金合計が印字されています。
(旧制度医療共済の掛金は含まれていません。)
加入内容の変更にとともに、掛金合計が変更となる場合は、掛金合計欄に変更後の掛金をご記入ください。
ご加入内容・掛金を確認いただくために加入申込書のご提出の際は、申込書の最終ページ(組合員控)を必ず保管ください。

最終ページを保管



(旧制度)医療共済の加入がある方(2014年3月満期の方は除く)

申込書兼告知書の右端にご加入内容の案内がされています。(解約・切替を希望される場合は別途手続きが必要です。ゆうゆうセンターまでご連絡ください。)

(旧制度)医療共済が2014年3月に満期をむかえる方

該当の方には案内と書類類が同封されていますのでご参照ください。(この欄には表示されません。)

加入申込書に★が付された項目は「重要事項(告知事項)」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、共済金(保険金)のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがありますので、正しくご記入ください。
★が付された項目は「通知事項」ですので内容に変更がある場合はご通知いただく必要があります。

訂正印
自筆にて記入された内容を訂正する場合は、訂正印の押印が必要となります。訂正箇所を「二重線」で訂正し、申込印と同じ印鑑で押印をお願いします。

STEP1~4の流れにそって申込書を記入しましょう!

STEP 1 申込書記入日 1

■申込書記入日(告知日)
全解約の際にも必ず申込書記入日(告知日)をご記入ください。

1 予定発効日(効力発生日) 西暦 2014年4月1日
申込書記入日(告知日) 西暦 2013年12月15日

申込書記入日(告知日)は各保障を解約する際に重要な日付となります。

STEP 2 申込区分 2

「ゆうゆう」を全解約される際は
③「加入している保障をすべて解約」に「○」をご記入ください。

【注】③「すべて解約」に「○」を記入いただいた場合は、(旧制度)医療共済を除き、現在ご契約の加入内容をすべて「解約」として受付させていただきますので、ご注意ください。

STEP 3 組合員記入欄 3・加入申込欄 5

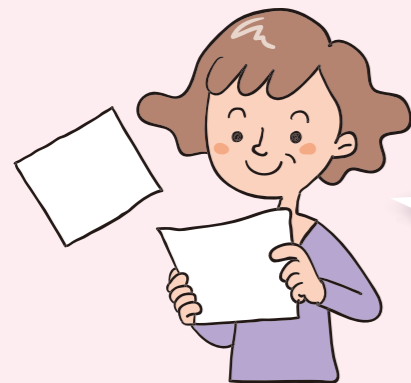
(加入者情報/組合員欄・配偶者欄・家族欄①~③)

■氏名/ご署名
全解約される場合にも、組合員と各加入者が自筆にて署名ください。
■申込印(告知印)
全解約される場合にも、組合員と各加入者の申込印(告知印)を必ず押印ください。

【注】家族契約の解約については、加入者の同意が必要となります。

STEP 4 掛金合計

掛金合計を「0円」にしてください。
今回の申し込み内容を確認いただくために加入申込書をご提出の際は「組合員控」を必ず保管ください。
※この加入申込書で全解約の意思表示をしても、(旧制度)医療共済の解約はできません。(旧制度)医療共済の解約を希望される場合は別途手続きが必要です。ゆうゆうセンターまでご連絡ください。



最終
ページを
保管

終身生命保障 終身医療保障 を解約される場合	「ゆうゆう」加入・継続加入申込書兼告知書にて「解約」として受付した後にゆうゆうセンターより解約の意思確認(解約届)のご連絡をさせていただきます。解約届の提出がない場合は「解約」となりませんのでご注意ください。	(旧制度)医療共済の加入がある方 (2014年3月満期の方は除く) 申込書兼告知書の右端にご加入内容の案内がされています。(解約・切替を希望される場合は別途手続きが必要です。ゆうゆうセンターまでご連絡ください。) (旧制度)医療共済が2014年3月に満期をむかえる方 該当の方には案内と手続書類が同封されていますのでご参照ください。(この欄には表示されません。)
--	--	---

大切な住宅のために 火災保障・自然災害保障

充実した保障内容

安心の保障内容であなたの大切な建物・家財などをお守りします。

「住宅」や「家財」が損害を受けてしまったとき



火災や落雷、爆発、他人の住居からの水漏れなどによる被害を保障します。



火災保障

P.9

暴風、豪雨、降雪、台風、洪水などの風水害地震による被害を保障します。



自然災害保障

P.11

「地震」によって「住宅」や「家財」が損害を受けてしまったとき



地震による火災、損壊、津波などでの被害を保障します。



自然災害保障

P.12

火災・水漏れ・破裂などで貸主への賠償責任が生じたとき



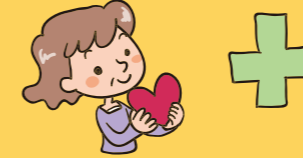
貸主に対して賠償責任を負った場合に費用を保障します。



借家人賠償責任特約

P.10

「火災保障」「自然災害保障」に付随する保障



お風呂を空だきした場合や盗難など、思いがけない出費を保障します。



火災保障

P.9



自然災害保障

P.12

加入できる住宅または家財

住宅 次のいずれかに該当する住宅が加入いただけます。

- 共済契約関係者が所有し、居住している住宅。
- 共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅。
- ※ 日本国内にある住宅に限ります。
- ※ 共有持分になっている場合は、持分に依りて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。
- ※ 共済契約関係者とは、契約者または契約者と同じ生計親族をいいます。

店舗等併用住宅の扱いについて

詳細はP.35

家財 次に該当する家財が加入いただけます。

- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
- 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財。

契約の対象とならない家財について

詳細はP.35

建物構造区分について

火災保障では建物構造により、掛金料率が異なります。

構造	鉄筋構造(鉄筋コンクリート)	木造構造(木造・モルタル等)
主な構造	①住宅の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリートまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの ②外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅 ア.コンクリート造※1 イ.コンクリートブロック造 ウ.レンガ造 エ.石造 オ.土蔵造 ※1 ALC板50mm以上の厚さによるALC造りはコンクリート造とみなします。	①木造・モルタル等住宅とは左記の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。
	主なメーカー製住宅の構造区分について 詳細はP.37	住宅構造の区分について、ご不明な点は ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

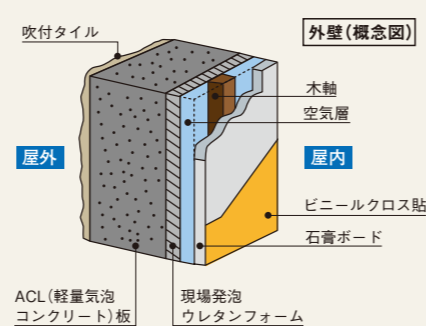
注意 火災保障をご加入の方で「外壁の建材がALCの住宅」にお住まいのみならずへ(ご契約内容と外壁の確認のお願い)

火災保障では、保障の対象となる建物が、【すべての外壁が厚さ50mm以上のALC板】に該当する場合、「鉄筋コンクリート」扱いとしており、「木造・モルタル等」の建物とは掛金単価が異なる制度になっております。現在、「木造・モルタル等」の建物としてご契約いただいても、建物の外壁材が【すべての外壁が厚さ50mm以上のALC板】の場合は、契約内容を訂正させていただき、契約内容に応じて最長過去10年分の掛金差額をお返します。保障の対象となる建物の外壁材と、契約内容に違いがないか、確認いただきますようお願い申し上げます。なお、このようなケースに該当される場合や、外壁材の確認方法についてご不明な点などがございましたら、**ゆうゆうセンター**までご相談ください。

●ALC材とは?

「軽量気泡コンクリート」と呼ばれる特殊コンクリートです。コンクリート中に気泡をつくり軽量化した断熱性・耐火性に優れた外装材です。板状に成形したものを「ALC板」もしくは「ALCパネル」と呼ばれています。※ALC=Autoclaved Light weight Concreteの略この「ALC材」は、住宅の外壁や屋根の建材に利用されており、全労済では、「外壁のすべてを厚さ50mm以上のALC材で造られた、特に耐火性に優れた建物」を「鉄筋コンクリート」扱いとしています。

※「厚さ50mm未満」のALC材が使用されている住宅は「木造・モルタル等」扱いとなります。柱が木造の住宅の外壁については、50mm未満の「ALC材」を使用される場合があるため、厚さの確認をお願いします。



居住区分について

居住する住宅によって加入ができる内容が異なります。

加入できる区分を確認しよう!

持ち家の場合



「住宅」と「家財」両方に加入が可能です。

借家・賃貸の場合



「家財」のみ加入が可能です。

貸家の場合



「住宅」のみ加入が可能です。

月掛金(一口あたりの月掛金)について

火災保障(借家人賠償特約)・自然災害保障の掛金は建物構造区分によりご加入一口あたりの月掛金が異なります。

火災保障

建物構造区分	一口あたりの月掛金
木造・モルタル等	6.0円
鉄筋コンクリート	3.5円

自然災害保障

建物構造区分	一口あたりの月掛金
標準タイプ 木造・モルタル等	8.0円
鉄筋コンクリート	4.5円

借家人賠償責任特約

建物構造区分	一口あたりの月掛金
木造・モルタル等	4.0円
鉄筋コンクリート	2.0円

大型タイプ

建物構造区分	一口あたりの月掛金
大型タイプ 木造・モルタル等	11.0円
鉄筋コンクリート	6.5円

お住まいの必要保障額と掛金を計算してみましょう。

P.13へ

大切な住まいを守るための保障

火災保障

引受
団体全労済…「風水害等給付金付火災共済」
「借家人賠償責任特約」

- おすすめポイント**
- 万一のとき再建を第一に考えた**“再取得価額保障”**。
 - 住宅の**70%以上**の焼破損で**全焼扱い**。

【保障期間】2014年4月1日～2015年3月31日

火災などのとき



火災等保障 保障期間中に火災等の事由により「建物」「家財」に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	住宅・家財それぞれの加入額を限度とした 再取得価額

臨時費用保障

火災等共済金の**15%**
(200万円が限度)

●臨時費用保障とは「火災などのとき」による罹災後の臨時的支出にあてる費用としてお支払いするものです。

再取得価額とは

住宅や家財が火災などにあったとき、時価額ではなく、同程度のものを新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額。

【例】10年前に購入した冷蔵庫が火災により損失した場合

時価保障

保障額＝損害額×加入額※1
時価額×80%
時価保障の場合※2
以前と同等のモノが購入できない。

再取得価額保障

保障額＝損害額

再取得価額保障の場合
以前と同等のモノを
購入できる。

重要

●時価保障の火災保険(共済)に加入の方は、保障額の再確認が必要です。
※1…一般的な時価保障の場合の算出式となります(加入額が時価額の80%未満の場合)。
※2…時価保障の場合、時価額に対する加入額の割合で保障額が決まる「比例てん補方式」であるため、被害額に対して十分な保障が得られない場合があります。

ゆうゆうの火災保障なら
「再取得価額保障」でお支払い!

諸費用保障 共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を支払った場合にお支払いします。

保障名	保障額(下記のいずれか少ない額)
失火見舞費用共済金	100万円または加入額の20%(1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金(鉄筋契約のみ対象)	50万円または加入額の20%(1世帯15万円を限度)
修理費用共済金(鉄筋契約のみ対象)	100万円または加入額の20%

特別保障

住宅災害死亡保障

火災等または風水害等による損害が生じ、それにより組合員(本人)または生計を一にしている親族が事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

保障額

1人につき1口あたり**5,000円**(1人300万円を限度)

風呂の空だき見舞金

風呂釜および浴槽が以下の状態になった場合にお支払いします。

保障内容	保障額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財保障

住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。

保障額
(下記のいずれか少ない額)

100万円
または
家財の加入額の20%

この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

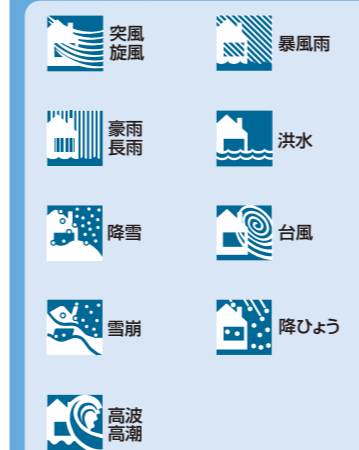
地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いします(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

※加入内容に応じて支払額が異なります。※貸家契約、空家契約は対象となりません。

地震等災害見舞金について

地震などのとき

風水害などのとき



風水害等保障 保障期間中に左記の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	30,000円	300万円
	半壊	20%～70%未満	15,000円	150万円
一部壊※1	損害額	100万円を超える	4,000円	40万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	10万円を超え20万円以下	500円	5万円
		150cm以上	15,000円	150万円
		100～150cm未満	10,000円	100万円
		70～100cm未満	7,000円	70万円
		40～70cm未満	5,000円	50万円
50%未満	40cm未満	3,000円	30万円	
	100cm以上	3,000円	30万円	
	100cm未満	1,000円	10万円	

臨時費用保障

風水害等共済金の**15%**

●臨時費用保障とは「風水害などのとき」による罹災後の臨時的支出にあてる費用としてお支払いするものです。



※1…一部壊とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
(1)住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金は上表「支払限度額」の半額となります。
(2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。
(3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
(4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
(5)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
(6)住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
(7)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
(8)損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

用語解説(火災保障・自然災害保障共通)

・損壊とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
・床上浸水とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
・床上浸水の浸水高は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。

賃貸住宅にお住まいの方に必要な保障!

火災保障 借家人賠償責任特約

損害賠償保障 居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損した場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした 損害賠償金の額 (最高4,000万円)

賠償費用保障 損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、加入額を限度にお支払いします。

具体的な費用

①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用
※②、③については、書面により全労済の同意が必要です。
※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

重要

- 火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上加入の場合に付帯できます。
- 借家人賠償責任特約の加入は2口単位(偶数口数)で加入ください。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用賃借契約がされている場合に加入できます。
- 保障額は500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で任意加入することができます。
- 借家人賠償責任特約のみの加入はできません。

借戸室の延べ床面積	保障額
30㎡未満	500万円
30～50㎡未満	1,000万円
50～70㎡未満	1,500万円
70㎡以上	2,000万円

加入額算出の目安参考

自然災害から住まいを守るための保障

自然災害保障

引受団体 全労済「自然災害共済」

おすすめポイント ■地震などのとき**最高1,800万円***、風水害などのとき**最高4,200万円***の保障。
 ■盗難による建物や家財の被害も保障。
*住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

【保障期間】2014年4月1日～2015年3月31日

ご注意 自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、**大型タイプ** **標準タイプ** のいずれかをお選びください。
 なお、ご契約にあたっては、建物1棟につき、1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

風水害などのとき

- 突風 旋風
- 豪雨 長雨
- 台風
- 雪崩
- 高波 高潮
- 暴風雨
- 降雪
- 洪水
- 降ひょう

支払い例
 住宅200口 (自然災害保障 大型タイプ) にご加入の方が**台風で住宅に63万円(一部壊)の損害を受けたとき**

自然災害保障より <一部壊50万円超100万円以下>
 [1口あたりの共済金] 7,000円 × [加入口数] 住宅200口
 ▶ = 共済金63万円* お支払いいたします!
*共済金の支払額は損害額が上限となります。



風水害等保障 申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に左記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊	住宅の損壊率 50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
	30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
	20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊 ※1	損害額 100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
	50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
	20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
	10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		50%未満	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円
	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

重要 ※1…一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
 (1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床および床下への浸水による損壊を除く)による損壊額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損壊額が10万円を超える場合。
 (2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。
【留意事項】「火災保障 風水害などのとき 重要」(P.10)の(3)～(8)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。
 (1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

大型タイプ に付随の保障内容

付属建物等特別保障 風水害等により「付属建物または付属工作物※2」に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が20口以上の場合に限り(大型タイプに加入の場合)。

被害の程度	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円

重要 ●直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から7日以内の保障期間中に生じたものであっても支払います。
 ●損害には、防災または避難に必要な処置を含みます。
 ※2…「付属建物」とは、物置・車庫・納屋などを、「付属工作物」は門・塀・垣根などのことをいいます。



地震などのとき

- 地震による火災
- 地震による損壊
- 噴火による火災
- 噴火による損壊
- 地震・噴火を原因とする津波による損害

支払い例
 住宅200口 (自然災害保障 大型タイプ) にご加入の方が**地震で住宅に2,000万円(全壊)の損害を受けたとき**
 地震等保障より <全壊(70%以上の損害)>
 [1口あたりの共済金] 30,000円 × [加入口数] 住宅200口
 ▶ = 共済金600万円 お支払いいたします!

付随する保障など

- 盗難
- 死亡および身体障がい
- 風水害等、地震等による付属建物・付属工作物への損害 ※大型タイプのみ

支払い例
 住宅200口 (自然災害保障 大型タイプ) にご加入の方が**盗難で現金20万円、パソコン10万円の損害を受けたとき**
 盗難保障より 通貨20万円 + 盗難にあった家財(パソコン)の再取得価額10万円
 ▶ = 共済金30万円 お支払いいたします!

地震等保障 地震などにより共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
半焼・半壊	20%～70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別保障 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合には、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限り(大型タイプに加入の場合)。

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の事故につき 一世帯あたり4.5万円	1回の事故につき 一世帯あたり3万円

重要 ●72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
 ●共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊一部焼として共済金をお支払いします。
 ●物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
 ●損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

大型タイプ に付随の保障内容

付属建物等特別保障 地震等により「付属建物または付属工作物※3」に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が20口以上の場合に限り(大型タイプに加入の場合)。

被害の程度	支払額
地震等による損害額が20万円を超える場合	1世帯あたり3万円

重要 ●直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる地震等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から7日以内の保障期間中に生じたものであっても支払います。
 ●損害には、防災または避難に必要な処置を含みます。
 ※3…「付属建物」とは、物置・車庫・納屋などを、「付属工作物」は門・塀・垣根などのことをいいます。

盗難保障

盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、お支払いします。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	加入額を限度とした再取得価額
通貨(1万円以上)	20万円または家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財 ※4	100万円または家財の加入額の20%のいずれか低い額

重要 ●汚損、損傷による共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。
 ●通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
 ●通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
 ●通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
 ●預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限ります。
 ①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 ②預貯金が引き出されていたこと。
 ※4…持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

傷害費用保障 風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障がいにお支払いします。

保障額
 1口あたりの共済金額は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円

重要 ●共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、保障期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、組合員または組合員と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別支払割合表(P.62)」に規定する身体障がいの状態になった場合にその障がいの程度に応じてお支払いします。



火災保障・自然災害保障

住宅・家財の必要保障額と掛金をラクラク計算しましょう！

自家にお住まいの方はこちら

持ち家にお住まいの場合

住宅 家財

にご加入いただけます。

貸家をお持ちの場合

住宅

にご加入いただけます。

住宅に必要な保障額を計算します。

住宅延べ床面積は？ (例) 木造29坪 × 住宅構造は？ (例) 変知7口 = 加入基準口数 (400口限度) A (例) 203口 → 奇数切り上げ: 204口

1坪あたりの加入基準は？

住宅の必要口数は？

奇数口数となる場合は偶数口数へ切り上げてください。

右記の表を参照してご記入ください。

A × 10万円 = 住宅の必要保障額

他の火災保険などに加入の場合

必要保障額 - 他保険(共済)契約金額 = 加入できる額

加入できる額 ÷ 10万円 = 加入できる口数

住宅の加入基準口数(評価額) 最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m)あたりの加入基準口数
木造	東京・神奈川	8口 (80万円)
	京都・大阪	7.5口 (75万円)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	7口 (70万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	6.5口 (65万円)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口 (60万円)
鉄筋	東京・神奈川	9口 (90万円)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	8口 (80万円)
	その他の道県	7口 (70万円)

※坪数で端数が生じる場合は切り上げて計算してください。
※簡易建築の住宅は加入基準が異なりますので、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

家財に必要な保障額を計算します。

世帯人数 (例) 4人 × 世帯主の年齢 (例) 60歳 × 住宅延べ床面積 (例) 木造29坪 = 加入基準口数 (200口限度) B (例) 200口

家財の必要口数は？

奇数口数となる場合は偶数口数へ切り上げてください。

B × 10万円 = 家財の必要保障額

他の火災保険などに加入の場合

必要保障額 - 他保険(共済)契約金額 = 加入できる額

加入できる額 ÷ 10万円 = 加入できる口数

家財の加入基準口数(評価額) 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延べ床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	~29歳	30口 (300万円)	70口 (700万円)	80口 (800万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)
	30歳代	50口 (500万円)	130口 (1,300万円)	140口 (1,400万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)
	40歳代	60口 (600万円)	170口 (1,700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)
	50歳代	70口 (700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
	10坪未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。
※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

合計掛金を算出してみましょう！

A + B = あ

あなたの必要にあわせて「火災保障+自然災害保障」「火災保障のみ」のどちらかのプランをお選びください。
※自然災害保障のみの加入はできません。

あ × 火災保障掛金 = 火災保障の掛金 a

あ × 自然災害保障掛金 = 自然災害保障の掛金 b

掛金を合計してください a + b =

借家にお住まいの方はこちら

アパート等の借家にお住まいの場合

家財 借家人賠償責任特約

にご加入いただけます。

家財に必要な保障額を計算します。

世帯人数 (例) 4人 × 世帯主の年齢 (例) 60歳 × 住宅延べ床面積 (例) 木造29坪 = 加入基準口数 (200口限度) B (例) 200口

家財の必要口数は？

奇数口数となる場合は偶数口数へ切り上げてください。

B × 10万円 = 家財の必要保障額

他の火災保険などに加入の場合

必要保障額 - 他保険(共済)契約金額 = 加入できる額

加入できる額 ÷ 10万円 = 加入できる口数

家財の加入基準口数(評価額) 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延べ床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	~29歳	30口 (300万円)	70口 (700万円)	80口 (800万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)
	30歳代	50口 (500万円)	130口 (1,300万円)	140口 (1,400万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)
	40歳代	60口 (600万円)	170口 (1,700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)
	50歳代	70口 (700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
	10坪未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。
※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

借家人賠償責任特約の保障額を算出しましょう。

あなたの希望する保障額 を元に下記の表を参照して算出ください。 = C (例) 100口

偶数口数でお申し込みください。

借家人賠償責任特約(加入額算出の目安)

借戸室の延べ床面積	口数
30㎡未満	50口(500万円)
30~50㎡未満	100口(1,000万円)
50~70㎡未満	150口(1,500万円)
70㎡以上	200口(2,000万円)

右表以外にも借戸室の延べ床面積を問わず50口(500万円)~400口(4,000万円)の範囲で加入できます。

合計掛金を算出してみましょう！

B × 火災保障掛金 = 火災保障の掛金 a

B × 自然災害保障掛金 = 自然災害保障の掛金 b

C × 借家人賠償責任特約掛金 = 借家人賠償責任特約の掛金 c

掛金を合計してください a + b + c =

あなたの必要にあわせて「火災保障+自然災害保障」「火災保障のみ」のどちらかのプランをお選びください。 ※自然災害保障のみの加入はできません。

一生涯の 入院・手術に備えて

終身医療保障

引受 全労済…「終身生命共済 終身医療プラン
団体 ベーシックタイプ」

おすすめポイント ■一生涯の医療保障を備えることができます。
■更新による掛金のアップはありません。(加入時の掛金が一生涯変わりません)

【保障期間】2014年4月1日～終身保障

ちょっとコラム

加入例 満20歳(男性)が入院日額3,000円に加入した場合

終身医療保障

一生涯にわたって保障

掛金払込:月掛金1,062円

加入時の掛金が
一生涯変わりません!

退職後も安心して継続できます!

満20歳

満80歳

加入.....掛金の払い込みは一生涯となります。→

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障がい状態になったときは掛金の払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.42)でご確認ください。

1 保障内容と保障額

「終身医療保障」の保障内容は以下の通りです。

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分を限度とします。

手術を受けたとき

手術保障

保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。

保障は
一生涯

保障額

保障名	保障額	3,000円	5,000円
入院保障	日額	3,000円	5,000円
手術保障	1回につき	30,000円	50,000円



月掛金について ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

効力発生日(2014年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

入院日額(加入額) 3,000円

効力発生日時点の満年齢	月掛金		効力発生日時点の満年齢	月掛金		効力発生日時点の満年齢	月掛金		効力発生日時点の満年齢	月掛金	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
15歳	954円	966円	31歳	1,380円	1,380円	47歳	2,154円	2,166円	63歳	3,654円	3,744円
16歳	978円	984円	32歳	1,410円	1,410円	48歳	2,214円	2,226円	64歳	3,786円	3,894円
17歳	996円	1,014円	33歳	1,446円	1,446円	49歳	2,286円	2,298円	65歳	3,924円	4,056円
18歳	1,014円	1,038円	34歳	1,482円	1,476円	50歳	2,364円	2,376円	66歳	4,074円	4,224円
19歳	1,038円	1,062円	35歳	1,524円	1,518円	51歳	2,442円	2,454円	67歳	4,230円	4,410円
20歳	1,062円	1,092円	36歳	1,566円	1,554円	52歳	2,526円	2,538円	68歳	4,398円	4,602円
21歳	1,086円	1,116円	37歳	1,608円	1,596円	53歳	2,604円	2,616円	69歳	4,566円	4,812円
22歳	1,116円	1,140円	38歳	1,656円	1,644円	54歳	2,688円	2,706円	70歳	4,752円	5,022円
23歳	1,140円	1,170円	39歳	1,704円	1,692円	55歳	2,778円	2,796円	71歳	4,944円	5,256円
24歳	1,164円	1,194円	40歳	1,752円	1,746円	56歳	2,874円	2,898円	72歳	5,148円	5,490円
25歳	1,194円	1,224円	41歳	1,794円	1,794円	57歳	2,964円	2,994円	73歳	5,352円	5,742円
26歳	1,218円	1,248円	42歳	1,848円	1,854円	58歳	3,066円	3,102円	74歳	5,574円	6,006円
27歳	1,248円	1,272円	43歳	1,908円	1,908円	59歳	3,180円	3,222円	75歳	5,802円	6,282円
28歳	1,278円	1,302円	44歳	1,962円	1,968円	60歳	3,294円	3,342円			
29歳	1,314円	1,332円	45歳	2,022円	2,034円	61歳	3,402円	3,462円			
30歳	1,344円	1,356円	46歳	2,088円	2,100円	62歳	3,528円	3,600円			

(団体割引適用掛金)

入院日額(加入額) 5,000円

効力発生日時点の満年齢	月掛金		効力発生日時点の満年齢	月掛金		効力発生日時点の満年齢	月掛金		効力発生日時点の満年齢	月掛金	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
15歳	1,590円	1,610円	31歳	2,300円	2,300円	47歳	3,590円	3,610円	63歳	6,090円	6,240円
16歳	1,630円	1,640円	32歳	2,350円	2,350円	48歳	3,690円	3,710円	64歳	6,310円	6,490円
17歳	1,660円	1,690円	33歳	2,410円	2,410円	49歳	3,810円	3,830円	65歳	6,540円	6,760円
18歳	1,690円	1,730円	34歳	2,470円	2,460円	50歳	3,940円	3,960円	66歳	6,790円	7,040円
19歳	1,730円	1,770円	35歳	2,540円	2,530円	51歳	4,070円	4,090円	67歳	7,050円	7,350円
20歳	1,770円	1,820円	36歳	2,610円	2,590円	52歳	4,210円	4,230円	68歳	7,330円	7,670円
21歳	1,810円	1,860円	37歳	2,680円	2,660円	53歳	4,340円	4,360円	69歳	7,610円	8,020円
22歳	1,860円	1,900円	38歳	2,760円	2,740円	54歳	4,480円	4,510円	70歳	7,920円	8,370円
23歳	1,900円	1,950円	39歳	2,840円	2,820円	55歳	4,630円	4,660円	71歳	8,240円	8,760円
24歳	1,940円	1,990円	40歳	2,920円	2,910円	56歳	4,790円	4,830円	72歳	8,580円	9,150円
25歳	1,990円	2,040円	41歳	2,990円	2,990円	57歳	4,940円	4,990円	73歳	8,920円	9,570円
26歳	2,030円	2,080円	42歳	3,080円	3,090円	58歳	5,110円	5,170円	74歳	9,290円	10,010円
27歳	2,080円	2,120円	43歳	3,180円	3,180円	59歳	5,300円	5,370円	75歳	9,670円	10,470円
28歳	2,130円	2,170円	44歳	3,270円	3,280円	60歳	5,490円	5,570円			
29歳	2,190円	2,220円	45歳	3,370円	3,390円	61歳	5,670円	5,770円			
30歳	2,240円	2,260円	46歳	3,480円	3,500円	62歳	5,880円	6,000円			

(団体割引適用掛金)

重要 ※1…所定の手術とは、重要事項説明書(P.65)で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。
※2…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。
※3…終身医療保障の加入は、日額5,000円または日額3,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。
●効力発生日(2014年4月1日)時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。

●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。ご回答は正しくお答えください。
●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。
●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、「(旧制度)医療共済」または、全労済の「総合医療共済」の入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほか、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。

毎年見直すことが可能な 大型の医療保障

入院・手術保障

引受 共栄火災…「医療保険(1年契約用)」
団体 全トヨタ労連…「自家医療共済」

おすすめポイント ■日帰り手術(入院の有無を問わず)や、日帰り入院も保障されます。
■2つの特約でニーズに合わせた保障を選択可能です。

【保障期間】2014年4月1日～2015年3月31日 【共栄火災引受分】2014年4月1日午前0時～2015年4月1日午後4時
(継続加入の場合は、2014年4月1日午後4時～2015年4月1日午後4時)

1 保障内容と保障額 (加入タイプ)

基本契約(入院・手術保障)および各特約(医療上乗せ特約、三大疾病特約)の保障内容は以下のとおりとなります。

基本契約	入院したとき 入院保障	手術を受けたとき 手術保障
	保障期間中に病気やけがで入院した場合に、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。*P.43～44「お支払い例」を参照。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けた場合に、手術の種類により、入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

特約の付帯で安心!

医療上乗せ特約	長期間入院したとき 長期入院保障	先進医療を受けたとき 先進医療費用保障	入院前後に通院をしたとき 入院前後通院保障
	保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、各々1回入院日額の60倍をお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、入院日額の200倍を限度にお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について入院日額の30%をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日を含めて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

特約の付帯でさらに安心!!

三大疾病特約	三大疾病と はじめて診断されたとき 診断保障	三大疾病で 入院したとき 三大疾病入院保障	三大疾病で 手術を受けたとき 三大疾病手術保障
	保障期間中に三大疾病(P.46)とはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。(それぞれ加入者の生涯にわたり1回のみ)なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり10回が限度)	加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)	加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

月掛金について ご希望の保障額・保障タイプより月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院日額保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満0歳～満59歳	組合員(本人) 配偶者	日額10,000円	1,500円	1,900円	2,700円	3,100円
		日額8,000円	1,200円	1,520円	2,160円	2,480円
	その他家族	日額5,000円	750円	950円	1,350円	1,550円
		日額3,000円	450円	570円	810円	930円

※1…所定の手術とは、重要事項説明書(P.64)で定める「入院・手術保障における手術支払倍率表」に記載の手術が対象となります。
●「入院・手術保障」の保障内容などの詳細については、「重要事項説明書」(P.43)にてご確認ください。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。
●入院・手術保障の基本契約は、全労済を保障契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。

加入タイプ

「入院・手術保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

Aタイプ～Dタイプのいずれか1つをお選びください。

Aタイプ	基本契約
Bタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約
Cタイプ	基本契約 + 三大疾病特約
Dタイプ	基本契約 + 医療上乗せ特約 + 三大疾病特約



保障名		保障額	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
基本契約	入院保障		日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
	手術保障		3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円
医療上乗せ特約	長期入院保障		18万円	30万円	48万円	60万円
	先進医療費用保障		最高60万円	最高100万円	最高160万円	最高200万円
	入院前後通院保障		日額900円	日額1,500円	日額2,400円	日額3,000円
三大疾病特約	診断保障		30万円	50万円	80万円	100万円
	三大疾病入院保障		日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
	三大疾病手術保障		3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円

上皮内新生物等は三大疾病入院保障の10倍(10回限度)

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時時点)		加入時年齢における保障額の範囲
	新規契約	継続契約	保障額の範囲
組合員(本人)	満15歳～満64歳 (配偶者:満16歳～満64歳)	満79歳まで	日額3,000円～日額10,000円
配偶者			
その他家族 (組合員の子ども・同居の親族)	満0歳～満64歳	満79歳まで	日額3,000円～日額5,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知」欄への回答が必要となります。

質問表E 職業告知欄
コード表H

効力発生日(2014年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院日額保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満60歳～満79歳	組合員(本人) 配偶者	日額10,000円	3,500円	5,200円	11,500円	13,200円
		日額8,000円	2,800円	4,160円	9,200円	10,560円
	その他家族	日額5,000円	1,750円	2,600円	5,750円	6,600円
		日額3,000円	1,050円	1,560円	3,450円	3,960円

●各特約の保障が更新時等に変更された場合、変更前の特約の保障は変更後の特約の保障開始日(効力発生日)時点で終了となります。また、保障変更日をまたいで発生している請求事由については変更前・変更後の保障額のうちいずれか低い保障額となります。
●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合に所属している場合、重複加入による保障限度超過とならないようご確認ください。保障限度額については上記加入タイプに記載しています。
●新規・増額加入は、効力発生日(保障開始日)時点で満64歳までの方が加入できます。

さまざまな交通乗用具での事故に備えて

(自動車、自転車から航空機、エレベータまで)

交通災害保障

引受団体 全労済…「交通災害共済(A型)」

おすすめポイント ■交通機関にかかわる事故や道路通行中の特定の不慮の事故を幅広く保障します。
■死亡、入院、通院など幅広い保障があります。

【保障期間】2014年4月1日～2015年3月31日

1 保障内容と保障額

「交通災害保障」の保障内容は以下の通りです。

交通事故により死亡したとき

死亡保障

交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。

交通事故により障がいが残ったとき

障害保障

交通事故を直接の原因として所定の身体障がいの状態になられたときにお支払いします。

交通事故により入院したとき

入院保障

事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。*1

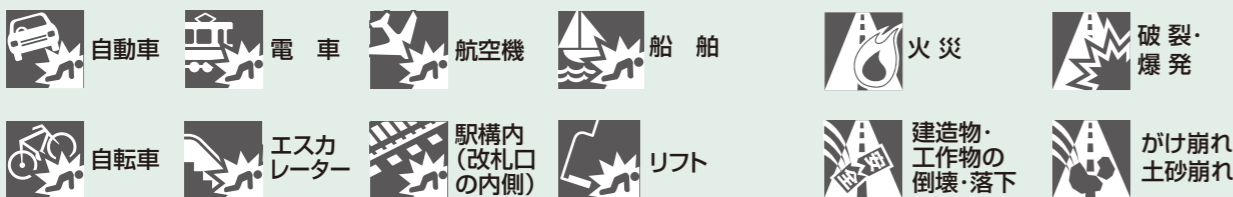
交通事故により通院したとき

通院保障

事故の日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。

保障例

●次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき ●道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



ご注意 歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

保障額

保障名	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
死亡保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
障害保障	4万円～100万円	8万円～200万円	12万円～300万円	16万円～400万円	20万円～500万円
入院保障	日額2,000円	日額4,000円	日額6,000円	日額8,000円	日額10,000円
通院保障	日額1,000円	日額2,000円	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円

月掛金について ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。



(団体割引適用掛金)

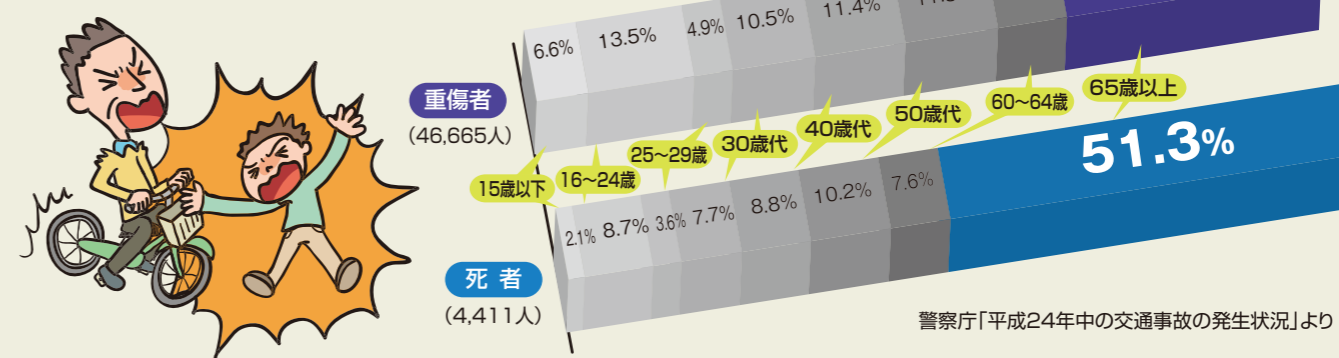
保障額(加入額)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

ちょっとコラム

65歳以上の交通事故による死傷者が多発!

平成24年の交通事故による死傷者数は829,807人。軽傷者では高齢者の比率は12.5%、重傷者では32.5%、死者では半数以上の51.3%と被害程度が深刻になるほど、高齢者の構成率が高くなっていきます。
また、死者・重傷者は51,076人で、死者・重傷者において65歳以上の占める割合は全世代の**34.1%(17,426人)**と、他世代と比較して圧倒的に65歳以上の死者・重傷者は多くなっています。

●年齢層別交通事故による死傷者の状況(構成率)(平成24年中)



警察庁「平成24年中の交通事故の発生状況」より

お支払い事例

事例1

駅改札内のエスカレーターが急停止したため転倒し転落。足を骨折し、10日間入院、5日間通院した。

入院保障…(10,000円×6日)=60,000円
通院保障…(5,000円×4日)+(5,000円×5日)=45,000円

お支払い額 合計 **105,000円**
(保障額500万円加入の場合)

事例2

通行中、自転車に衝突され転倒し打撲。14日間通院した。

通院保障…(5,000円×14日)=70,000円

お支払い額 合計 **70,000円**
(保障額500万円加入の場合)

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方

組合員(本人)
配偶者
その他家族*2

加入できる年齢(効力発生日時点)

年齢に関わらずご加入いただけます。

保障額

100万円～500万円

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表F」への回答が必要となります。



重要

*1…入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、「通院保障」よりお支払いします。
*2…「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。
●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。
ただし、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円のお支払いとなります。
●「交通災害保障」(全労済引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。
●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.48)でご確認ください。
●年齢・性別・健康状態に関わらずご加入いただけます。
●ご家族のみの加入もできます。

毎年見直すことが可能な 大型の死亡・後遺障がい保障

生命・後遺障害保障

引受団体
全労済…「団体定期生命共済」
日本生命…「団体定期保険」
共栄火災など…「標準傷害保険」
全トヨタ労連…「自家生命共済」

- おすすめポイント**
- 病気になるまで最高1,000万円。(遺族保障)
 - 「ゆうゆう」ならではの手厚い後遺障がい保障。(生きてゆくための保障)

【保障期間】2014年4月1日～2015年3月31日
【共栄火災引受分】2014年4月1日午前0時～2015年4月1日午後4時
(継続加入の場合は、2014年4月1日午後4時～2015年4月1日午後4時)

ご注意 生命・後遺障害保障は、在職中より継続して加入されている方[組合員(本人)、配偶者]のみ継続加入できる制度となります(新規・増額加入はできません)。

1 保障内容と保障額

基本契約(生命・後遺障害保障)および特約(事故死亡上乗せ特約)の保障内容は以下のとおりです。

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障

保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がいとなった場合にお支払いします。

不慮の事故により障がいが残ったとき

傷害後遺障害保障

保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障がいとなった場合にお支払いします。

病気により障がいが残ったとき

疾病後遺障害保障

保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障がいとなり、身体障害者福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付された場合にお支払いします。

ゆうゆうならでは!

特約の付帯でさらに安心!!

事故死亡上乗せ特約

不慮の事故により死亡したとき

事故死亡保障

保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

加入タイプ

「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

- Aタイプ** 基本契約のみ(特約なし)
- Bタイプ** 基本契約+事故死亡上乗せ特約

月掛金について ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

タイプ・保障額	タイプ	タイプ・保障額	
		500万円	1,000万円
効力発生日時点の満年齢 満50歳～満54歳	A	2,545円	4,980円
	B	2,675円	5,240円
満55歳～満59歳	A	3,945円	7,780円
	B	4,075円	8,040円
満60歳～満64歳	A	5,345円	10,580円 ※4
	B	5,475円	10,840円 ※4

組合員(本人) 配偶者

ちょっとコラム

あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない保障を考えよう!

いざというときのお金はたくさん受け取りたいけれど、保障ばかりにお金を使うことはできません。

保障選びのポイントはムリやムダをなくすること

- 1 **どんな保障が**
- 2 **どれだけ必要か?**

を確認することが必要です。

子どもが独立したら

セカンドライフ

ご自身や配偶者のセカンドライフに向けた保障づくりが必要となります。

万一のことがあった場合、子どもが就職や結婚で独立をする時期は、残された家族への必要保障額も減少します。保障づくりのポイントは、死亡保障よりも医療保障(入院・手術など)や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。見直しによっては保障額を減額して掛金負担を抑えましょう。

必要な死亡保障額の目安 葬儀代や、配偶者の当面の生活費など**500万円～1,000万円程度**

保障額

保障名	保障額	500万円	1,000万円
基本契約	死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円
	傷害後遺障害保障	500万円 ※2	1,000万円 ※2
	疾病後遺障害保障	最大 500万円 ※3	
事故死亡上乗せ特約	事故死亡保障	500万円	1,000万円

組合員・配偶者

ご加入について

新規・増額加入をすることはできません。(既加入額の減額・解約のみとなります。)

- 配偶者の継続には、**組合員(本人)の継続加入が必要となります。**
- 配偶者は**組合員(本人)の加入額を超えて加入することはできません。**

わたし(組合員本人)の加入が必要でさらにわたしと同額かわたしの方が保障額が高くないといけないんだね

2 継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	保障額の範囲
組合員(本人)	満69歳以下	500万円、1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者(内縁関係は除く)	満59歳以下	500万円、1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

※1…「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。
 ※2…「傷害後遺障害保障」は、後遺障がいの等級に応じてお支払いします。
 ※3…「疾病後遺障害保障」の保障額は地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級に応じてお支払いします。(例:1級または2級の場合、500万円×100%=500万円)
 ※4…満60歳～満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。
 ●満50歳未満の月掛金については、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

●生命・後遺障害保障は全労済、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(全労済P.50、生命保険会社P.52、損害保険会社P.56、全トヨタ労連P.57)でご確認ください。
 ●配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合に限ります。
 ●効力発生日の満年齢によって継続加入できる保障額が異なります。
 ●「契約が満了した場合」、「組合員(本人)の死亡または重度障がいによる請求をされた場合」、「組合員(本人)の契約を解約(脱退)された場合」は配偶者の契約は解約(脱退)となります。

年齢を問わず保障する 終身の死亡保障

終身生命保障

引受団体 全労済「終身生命共済」

おすすめポイント

- 一生涯の死亡保障を備えることができます。
- 在職中に掛金の払い込みが満了となり、定年退職後の掛金負担がありません。(基本契約)

【保障期間】2014年4月1日～終身保障(災害死亡特約は満80歳まで保障)

1 保障内容と保障額

「終身生命保障」の保障内容は以下の通りです。

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障(基本契約)
保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がい※1となった場合に、お支払いします。

保障は
一生涯

災害死亡特約
(自動付帯)

不慮の事故等により死亡したとき

災害死亡特約(自動付帯)
保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡した場合または所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。



死亡・重度障害保障に加えてお支払いします。

保障額

保障名	保障額	300万円	500万円
死亡・重度障害保障		300万円	500万円
災害死亡特約		300万円	500万円

⚠ 現在加入している保障額を変更する場合は、慎重な対応が必要です。ゆうゆうセンターまでご相談ください。

月掛金について ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

効力発生日(2014年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

保障額 300万円

効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間			
	男性	女性			男性	女性			男性	女性				
0歳	3,990円	3,720円	40年	14歳	4,530円	4,230円	31年	28歳	6,330円	5,850円	17年			
1歳	3,990円	3,750円		15歳	4,590円	4,260円		29歳	6,540円	6,060円		30歳	6,810円	6,270円
2歳	4,020円	3,780円		16歳	4,620円	4,320円		31歳	7,050円	6,510円		32歳	7,350円	6,780円
3歳	4,050円	3,810円		17歳	4,680円	4,350円		33歳	7,650円	7,050円		34歳	7,980円	7,350円
4歳	4,080円	3,840円		18歳	4,740円	4,410円		35歳	8,340円	7,680円		36歳	8,730円	8,040円
5歳	4,140円	3,870円		19歳	4,800円	4,440円		37歳	9,150円	8,430円		38歳	9,600円	8,850円
6歳	4,170円	3,900円		20歳	4,920円	4,560円		39歳	10,110円	9,300円		40歳	10,680円	9,810円
7歳	4,200円	3,960円		21歳	5,070円	4,710円		41歳	11,310円	10,410円		42歳	12,000円	11,040円
8歳	4,260円	3,990円		22歳	5,220円	4,830円		43歳	12,780円	11,760円		44歳	13,680円	12,570円
9歳	4,290円	4,020円		23歳	5,370円	4,980円		45歳	14,670円	13,500円		46歳	15,840円	14,580円
10歳	4,350円	4,050円		24歳	5,550円	5,130円		47歳	17,190円	15,810円		48歳	18,780円	17,280円
11歳	4,380円	4,110円		25歳	5,730円	5,280円		49歳	20,670円	19,050円		50歳	23,010円	21,210円
12歳	4,440円	4,140円		26歳	5,910円	5,460円		51歳	25,890円	23,880円		52歳	29,580円	27,330円
13歳	4,470円	4,170円		27歳	6,120円	5,640円		53歳	34,530円	31,920円		54歳	41,400円	38,370円

(団体割引適用掛金)

保障額 500万円

効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間	効力発生日時点の満年齢	月掛金		払込期間			
	男性	女性			男性	女性			男性	女性				
0歳	6,650円	6,200円	40年	14歳	7,550円	7,050円	31年	28歳	10,550円	9,750円	17年			
1歳	6,650円	6,250円		15歳	7,650円	7,100円		29歳	10,900円	10,100円		30歳	11,350円	10,450円
2歳	6,700円	6,300円		16歳	7,700円	7,200円		31歳	11,750円	10,850円		32歳	12,250円	11,300円
3歳	6,750円	6,350円		17歳	7,800円	7,250円		33歳	12,750円	11,750円		34歳	13,300円	12,250円
4歳	6,800円	6,400円		18歳	7,900円	7,350円		35歳	13,900円	12,800円		36歳	14,550円	13,400円
5歳	6,900円	6,450円		19歳	8,000円	7,400円		37歳	15,250円	14,050円		38歳	16,000円	14,750円
6歳	6,950円	6,500円		20歳	8,200円	7,600円		39歳	16,850円	15,500円		40歳	17,800円	16,350円
7歳	7,000円	6,600円		21歳	8,450円	7,850円		41歳	18,850円	17,350円		42歳	20,000円	18,400円
8歳	7,100円	6,650円		22歳	8,700円	8,050円		43歳	21,300円	19,600円		44歳	22,800円	20,950円
9歳	7,150円	6,700円		23歳	8,950円	8,300円		45歳	24,450円	22,500円		46歳	26,400円	24,300円
10歳	7,250円	6,750円		24歳	9,250円	8,550円		47歳	28,650円	26,350円		48歳	31,300円	28,800円
11歳	7,300円	6,850円		25歳	9,550円	8,800円		49歳	34,450円	31,750円		50歳	38,350円	35,350円
12歳	7,400円	6,900円		26歳	9,850円	9,100円		51歳	43,150円	39,800円		52歳	49,300円	45,550円
13歳	7,450円	6,950円		27歳	10,200円	9,400円		53歳	57,550円	53,200円		54歳	69,000円	63,950円

(団体割引適用掛金)

重要

- ※1…重度障がいとは、重要事項説明書(P.62)で定める「身体障害等級別支払割合表」の「第1級・第2級・第3級(2・3・4)」の状態をいいます。
- ※2…「不慮の事故など」とは不慮の事故または全労済所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
- ※3…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。
- 災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。
- 災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。
- 過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。
- 保障額を変更される場合は既加入額を解約し、変更後の保障額で新規加入いただけます。契約発効日(効力発生日)時点の満年齢での加入となるため、掛金が増額を希望される場合は追加加入も可能ですのでご相談ください。

ちょっとコラム

加入例 満40歳で加入した場合



災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点で満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

例えは 保障額300万円で、掛金払込満了が59歳の場合 **32,970円** お支払いいただきます。

掛金の払込免除 加入者が効力発生日以降に発生した不慮の事故による障がいを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ、保障期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったときは、以降掛金の払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.59)でご確認ください。

余命6ヵ月以内と診断されたとき死亡共済金額の全部または一部を「リビングニーズ共済金」としてご請求いただくことができます。

●リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書(P.59)でご確認ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	継続契約	保障額
組合員(本人) 配偶者	満15歳～満54歳	終身	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)
その他家族※3	満0歳～満54歳	終身	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)

ご加入について
新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知欄」への回答が必要となります。

質問表D 職業告知欄
コード表H

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

全トヨタ労連 総合保障共済

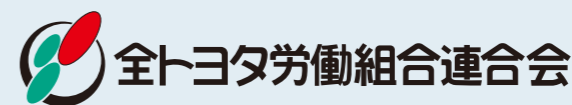
ゆうゆう

一斉展開期間 / 2013年12月

効力発生(保障開始)日 / 2014年4月1日

申込書提出先 / 全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、当総合パンフレットの該当箇所、「加入・継続加入申込書兼告知書」とともに内容を充分ご確認ください。また、「重要事項説明書」は効力発生日(保障開始日)後も大切に保管してください。なお、ご不明な点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。



全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

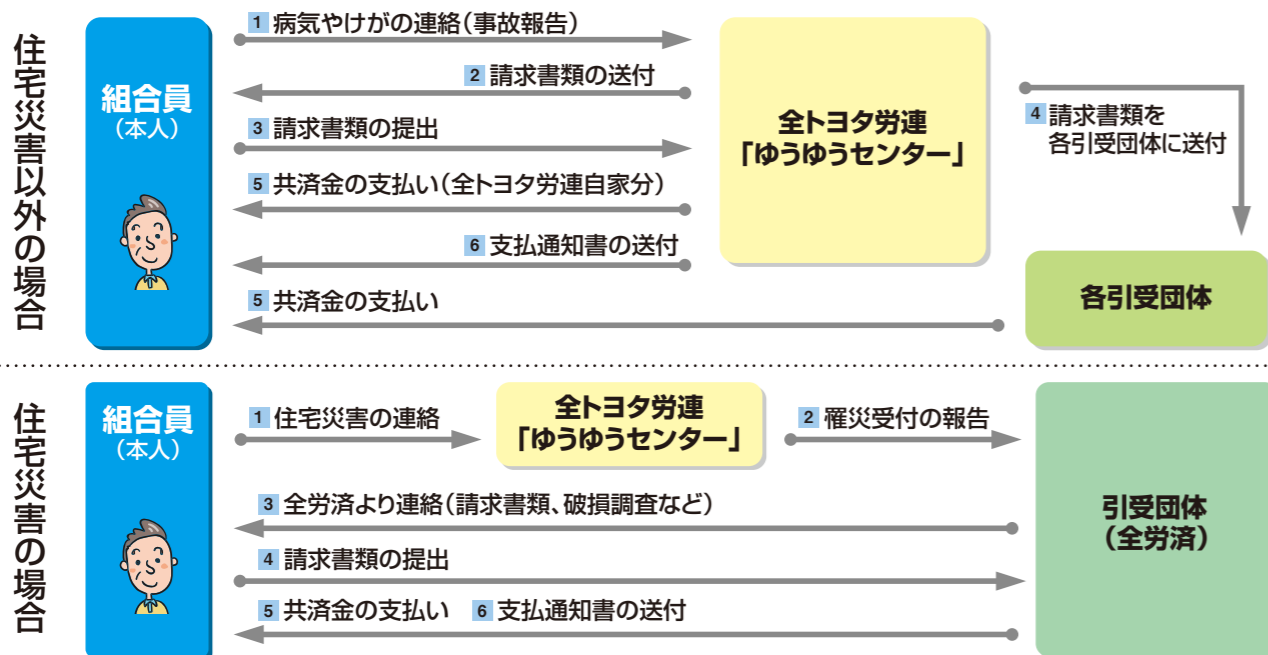
目次

P.27 「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項	P.47 交通災害保障 全労済「交通災害共済」
P.29 全労済 引受契約 共通事項	
P.31 損害保険会社 引受契約 共通事項	
P.33 火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項	P.49 生命・後遺障害保障 全体概要
P.34 火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」	P.50 生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」
P.37 借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」	P.52 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」
P.38 自然災害保障 全労済「自然災害共済」	P.56 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」
	P.57 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」
P.41 終身医療保障 全労済「終身生命共済」	P.58 終身生命保障 全労済「終身生命共済」
P.43 入院・手術保障 全体概要	P.61 資料(各保障に関する関連情報)
P.43 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	
P.45 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」	

共済金の請求について

共済金請求の流れ

病気やけがにより共済金を請求する場合は、まず事故の報告を全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡ください。受付後、請求書類一式を組合員へ送付します。



お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求手続きの詳細は以下のとおりとなります。

病気やけが、住宅災害の連絡

請求事由が発生した場合は、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡をお願いします。

全トヨタ労連 ゆうゆうセンター
共済金請求のご連絡は

TEL (0565)-25-1901
(受付時間) 月~金 8:30~17:30

【ご報告いただく主な内容】

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ・氏名、生年月日、住所、契約者番号 | ・今後の治療予定(入院、通院、手術、自宅療養等詳しく) |
| ・事故(支払事由の発生日時)、場所 | ・共済金請求関係書類の有無(必要な書類が手元にあるかの確認) |
| ・傷病や事故の内容(具体的に) | ・住宅の被害状況等 |
| ・警察、消防署への届出の有無(けが、事故の場合) | |

請求書類の送付

事故報告の受付後、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」より請求書類一式を組合員(本人)へ送付します。住宅災害(火災・自然災害保障)の場合は、請求書類等について「全労済」より連絡します。

請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に共済金受取人が必要事項を記入し、その他必要書類とともに全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」まで、住宅災害(火災・自然災害保障)の場合は「全労済」までご提出ください。

請求書類を各引受団体に送付

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」にて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

共済金の支払い

共済金は各引受団体(全労済、全トヨタ労連、損害保険会社、生命保険会社)から請求書類に記載された指定口座へ直接お支払いします。

共済金支払通知書の送付

お支払いが完了後、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」から、住宅災害(火災・自然災害保障)の場合は「全労済」から「共済(保険)金のお知らせ」を組合員(本人)へ送付します。



共済金請求時には、ゆうゆう所定の診断書をご提出ください。全トヨタ労連は、所定の診断書取得時の「領収書」をご提出いただくことで診断書料実費を補助(1通につき10,000円+消費税が限度)させていただきます。

[2] 個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

[3] 個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、上記利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、上記利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- ① データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- ② 加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
- ③ 年末調整手続き事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
- ④ 共済(保険)金支払に関する事項
- ⑤ 全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続き事項(支払通知書一契約者情報・加入者情報、共済(保険)金支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】

全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

▶ 13 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当重要事項説明書の各商品(制度)の該当箇所を確認ください。なお、受取人を指定される場合は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

▶ 14 共済掛金(保険料)払込猶予期間について

共済掛金が月払いの場合、当月末日を、翌月分の共済掛金の「払込期日」とし、当該「払込期日」の翌日から3カ月間を「共済掛金払込猶予期間」とします。

▶ 15 共済(保険)契約の消滅

「払込期日」までに共済掛金の払い込みが行われなかった場合、全トヨタ労連は当該契約者の届出住所宛に催告書を送付して未払掛金の払い込みをなすことを求めますが、「共済掛金払込猶予期間」内に共済掛金の払い込みが全くない場合、「共済掛金払込猶予期間」末日の属する月の翌月1日午前0時をもって、当該共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を契約者に通知します。

▶ 16 個人情報の共同利用等に関する事項

[1] 個人情報の「利用目的」について

契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取扱いに関する詳細は次のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

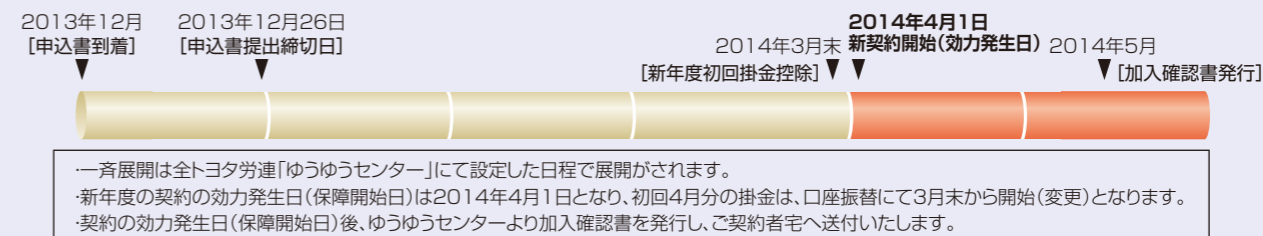
各引受団体(保険会社)のホームページ

- 全トヨタ労連 <http://www.fine.or.jp/>
- 共栄火災 <http://www.kyoeikasai.co.jp/> (当重要事項説明書P.31)
- 全労済 <http://www.zenrosai.coop> (当重要事項説明書P.30)
- 日本生命 <http://www.nissay.co.jp/> (当重要事項説明書P.55)

▶ 17 「ゆうゆう」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう」では、ゆうゆう退職者会のご加入者に向けて一斉展開をしております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの間に一定期間を必要としております。「ゆうゆう」における一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりとなります。(詳細なスケジュールについては、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」にてご確認ください。)

【「ゆうゆう」一斉展開スケジュール】



▶ 18 一斉展開時以外の各保障の取り扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取り扱いについては以下のとおりとなります。追加・変更・解約(脱退)等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名(特約)	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約(脱退)
生命・後遺障害保障(事故死亡上乗せ特約)	×	×	×(※2)	×(※2)
入院・手術保障(医療上乗せ特約)(三大疾病特約)	△	△(※1)	×	○
交通災害保障	△	△(※1)	×	○
終身生命保障	△	△(※1)	×	○
終身医療保障	△	△(※1)	×	○
火災保障(自然災害保障)(借家人賠償責任特約)	○	○	○	○

△：「ゆうゆう」以外の他の保障を見直して加入・増額をする場合

※1：「中途増額」を希望される場合、事務処理上の取り扱いは「解約(脱退)」→「新規」の扱いとなります。そのため、新規加入の契約発効日時点の満年齢によって月掛金が増額(年齢ランクの上昇)となる場合があります。

また、申込時に質問表への回答が必要となり、回答内容により増額をお引き受けできない場合があります。

※2：「生命・後遺障害保障」の契約期間の途中における減額・解約(脱退)は原則できません。(但し、加入資格を喪失した場合は、契約期間の途中であっても契約は解約(脱退)となります。)

注1：「中途加入」、「中途増額」をされる場合は、加入を希望される保障制度によって質問表への回答が必要となります。また、質問表の回答によっては加入をお引き受けできない場合があります。

注2：契約発効日(効力発生日)、解約(脱退)日は、それぞれ加入の場合は毎月1日、解約(脱退)の場合は当月末での取り扱いとなります。

注3：加入時の要件については、各保障制度記載の頁をご覧ください。

「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう」(以下、「ゆうゆう」)を、全トヨタ労連規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細はP.29を参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則	全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
同 共通規程		
同 自家生命共済規程		
同 自家医療共済規程		
同 診断書料補助規程	全労済、損害保険会社、生命保険会社が引き受ける保障は、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう」の各保障を引受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、および各引受団体の引受割合は以下のとおりです。

保障メニュー	制度(保障内容)	引受団体と根拠規程(規約・定款など)	引受割合(%)	
生命・後遺障害保障	基本契約	死亡・重度(高度)障害	全労済「団体定期生命共済」 生命保険「団体定期保険」 全トヨタ労連「自家生命共済」	50% 10% 40%
		傷害後遺障害	損害保険会社「標準傷害保険」	100%
		疾病後遺障害	全トヨタ労連「自家生命共済」	
	事故死亡上乗せ特約	損害保険会社「標準傷害保険」 全トヨタ労連「自家生命共済」	30% 70%	
	入院・手術保障	基本契約	入院・手術 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	100%
		三大疾病特約	全トヨタ労連「自家医療共済」	
医療上乗せ特約				
終身生命保障	死亡・重度障がい	全労済「終身生命共済」	100%	
終身医療保障	入院・手術			
交通災害保障	死亡・入院・通院など	全労済「交通災害共済」		
火災保障	住宅災害(火災など)	全労済「風水害等給付金付火災共済」		
	借家人賠償責任特約			
自然災害保障	住宅災害(風水害、地震など)	全労済「自然災害共済」		

▶ 3 加入資格について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者、さらに全トヨタ労連が特に認めた方となります。また「ゆうゆう」各制度を利用するにあたり、引受元である全労済の組合員となる必要があります(詳細はP.29)。加入できる(保障の対象となる)方は、制度ごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 一斉展開(募集)期間について

「ゆうゆう」への新規加入および変更の手続きは、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」で設定された展開(募集)期間中にお手続きいただき、定められた期限までにご提出ください。期限までにご提出されない場合は、お申し込みいただいた内容をお引き受けできない場合があります。

▶ 5 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」の統一発効日(効力発生日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午後4時まで)の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での新規加入、変更も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日となります。(終身生命保障、終身医療保障はのぞく)

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入(契約締結)について

契約(加入)にあたっては契約者および加入者(保障の対象となる方)が、当総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印していただき全ト

ヨタ労連「ゆうゆうセンター」へ提出してください。

▶ 7 月掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は月払いです。ご指定の金融機関より口座振替となります。口座振替不能等の理由で振替できなかった場合は、翌月に合算して振り替えられます。

▶ 8 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込日(告知日)」とします。申込日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が自書ください。

▶ 9 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2014年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 10 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 11 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」からの通知は該当する契約(加入)者に通知します。

▶ 12 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等の法律等にもとづき対応します。

(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

▶ 5 個人情報保護について

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、当会を含む生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、後述する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

共済金のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき(1)被共済者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故 (3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。※個人情報の取扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(<http://www.zenosai.coop>)をご参照ください。

▶ 6 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預りしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。(※詳しくは各都道府県全労済にお問い合わせください)

▶ 7 ご相談窓口等

お手続きや当制度に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。(なお、全労済へのご要望・苦情につきましては、同じく下記全労済窓口までご連絡ください。)

＜全トヨタ労連お問い合わせ先＞
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」 TEL.0565-25-1901
全労済お問い合わせ先＞
全労済 ゆうゆう推進室 TEL.0565-28-2551
[受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15(祝日・年末年始は除く)]

●苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「(社)日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。(社)日本共済協会 共済相談所 TEL.03-5368-5757
[受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)]
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしていません。

※クーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類・申込日・契約者等の氏名および住所とともに、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へ提出してください。

※クーリングオフが確定した場合、該当契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回掛金をお返しします。

▶ 3 共済金受取人

- (1)共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。
- (2)共済金受取人は、契約者(組合員)とします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人および共済金を受け取るべき者の順位は、次のとおりとなります。
 - ①契約者の配偶者
 - ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (4)(3)の規定において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めていただきます。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
- (5)契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、(3)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(3)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
- (6)全労済は、(5)の規定により指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- (7)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- (8)(6)の規定により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡しその後に変更されていない場合の死亡共済金受取人は、(2)および(3)に規定する順位および順序とします。

▶ 4 組合員及び出資金について

1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

▶ 19 統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

引受団体	制度(商品)名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称		
日本生命	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障 重度障害保障		
全労済	団体定期生命共済		高度障害保険金			
全トヨタ労連	自家生命共済		死亡共済金			
共栄火災など	標準傷害保険		重度障害共済金			
全トヨタ労連	自家生命共済		傷害後遺障害保険金		傷害後遺障害保障	
全トヨタ労連	自家生命共済	疾病後遺障害共済金	疾病後遺障害保障			
共栄火災など	標準傷害保険	事故死亡上乗せ特約	事故死亡共済金	事故死亡保障		
全トヨタ労連	自家生命共済		傷害死亡保険金			
共栄火災など	標準傷害保険		疾病入院保険金			
共栄火災	医療保険(1年契約用)		入院・手術保障		疾病手術保険金	入院保障 手術保障
					傷害入院保険金	
		傷害手術保険金				
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乗せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障		
			退院後通院共済金		退院後通院保障	
			長期入院共済金		長期入院保障	
			先進医療費用共済金		先進医療費用保障	
		三大疾病特約	診断共済金	診断保障		
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障		
			三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障		
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障		
			障害共済金	障害保障		
			入院共済金	入院保障		
	終身生命共済	終身生命保障	通院共済金	通院保障		
			死亡共済金	死亡保障		
			重度障害共済金	重度障害保障		
			災害死亡共済金	災害死亡特約		
			障害共済金			
	終身生命共済 (終身医療プラン・ベシックタイプ)	終身医療保障	病気入院共済金	入院保障 手術保障		
			手術共済金			
			災害入院共済金			
			災害手術共済金			
			火災等共済金		火災等保障	
全労済	風水害等給付金付火災共済	火災保障	風水害等共済金	風水害等保障		
			臨時費用共済金	臨時費用保障		
			諸費用共済金	失火見舞費用共済金	諸費用保障	失火見舞費用保障
				漏水見舞費用共済金		漏水見舞費用保障
				修理費用共済金		修理費用保障
			持ち出し家財共済金	持ち出し家財保障		
			特別共済金	特別保障	住宅災害死亡共済金	住宅災害死亡保障
					風呂の空だき見舞金	風呂の空だき見舞金
			借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金	損害賠償保障
					賠償費用共済金	賠償費用保障
風水害等共済金	風水害等保障					
地震等共済金	地震等保障					
地震等特別共済金	地震等特別保障					
自然災害共済	自然災害保障	盗難共済金	盗難保障			
		傷害費用共済金	傷害費用保障			
		付属建物等特別共済金	付属建物等特別保障			
		保険金	共済金			
		保険料	掛金			
日本生命 共栄火災など	その他	保険金額・共済金額	保障額・加入額			
		契約者 主たる被保険者	組合員(本人)			
共 通	その他	被共済者	加入者			
		被保険者				

全労済 引受契約 共通事項

▶ 1 全労済の共済(引受契約)に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合(全労済都道府県本部および新潟県総合生協、以下「県労済」)の連合会です。県労済は組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、県労済運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています。(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)出資金の払込方法は、所属する労働組合と該当の県労済が協議決定した内容に沿って対応させていただきます。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き共済を契約されない場合には、速やかに最寄りの県労済へご連絡い

ただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、2年以上共済を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)について

全労済および全トヨタ労連が引受団体となっている保障について、契約申込者または契約者(以下、契約者等)は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフ)をすることができます。クーリングオフをする場合には、お申し込みのすべてについて撤回等をしてください。なお、損害保険会社、生命保険会社の引受分は団体保険契約のためにクーリングオフのしくみはありません。

▶ 4 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書(および質問表回答欄)の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、当総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書(および質問表回答欄)にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

〈ご確認いただきたい事項〉

- 補償の内容(お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や特約の内容
- 保険金額(ご契約金額・契約タイプ・加入口数)
- 保険期間(ご契約期間)
- 保険料・お支払方法(払込方法)
- 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲
- 加入申込書の記載内容(被保険者の「氏名」・「満年齢」・「性別」・「職業職種」等)
 - ※「入院・手術保障」にご加入の方は、それぞれ健康状態に関する質問表E(入院・手術保障用)についてもご確認ください。また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、次の▶5健康状態告知確認書の内容もご確認ください。
- 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容

▶ 5 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認ください)

◆「入院・手術保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

- 告知の重要性について
 - 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。
- 加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知(ご記入)ください
 - ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。
 - 書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人(満15歳未満のときは親権者)が、加入申込書にご回答ください。
- 正しく告知いただかなかった場合の取扱い
 - 加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきますことがあります。
 - 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。
- 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い
 - 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。
- 告知いただいた内容の共栄火災による確認について
 - 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。
- 効力発生日(保険責任の開始期)前の発病等の取扱い
 - ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日(保険責任の開始期)といます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日ご最初の保険契約の効力発生日(保険責任の開始期)からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。
- [現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入]をご

TEL.03-3504-2898

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始は除く)】

●共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

▶ 3 ご注意いただきたいこと

- 共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社(■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおいニッセイ同和損害保険)はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認ください。ただし、入院・手術保障「医療保険(1年契約用)」については共栄火災が単独で引受を行います。
- 保険金の請求・死亡保険金受取人
 - 保険金請求権は、被保険者が有します。
 - 被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。
- 保険金の代理請求について
被保険者が高度障がい状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。
- 保険契約の無効・取消しについて
 - 次の事実があるときは、ご契約は無効となります。
 - ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
 - ご加入者と異なる方を被保険者とするご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
 - ご契約の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、ご契約を取消しとさせていただきます。
 - 保険契約締結の後、加入者が死亡した場合は、保険契約は効力を失います。
- 重大事由によるご契約の解除について
ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがありますのであらかじめご了承ください。
なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガなどに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 - ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
 - ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
 - ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること
 - ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
 - ⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと※入院・手術保障 損害保険会社 「医療保険(1年契約用)」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。
その事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術またはその期間中に開始した入院もしくは受けた手術に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 - ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として**身体障がい**を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉**▶ 商品の仕組み****(1) 団体契約の仕組み**

本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)も全労済が有します。全労済は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となります。

(3) 保険料について**① 団体割引率について**

団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率30%を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障(標準傷害保険)および入院・手術保障(医療保険(1年契約用))の合算被保険者数が1万名以上であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただきます場合があります。

② 過去の損害率による割増率について

保険料には、過去の損害率による割増引が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険(1年契約用)」の保険料は損害率による割引40%を適用しています。割増率は2013年3月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

③ 加重平均料率について

「医療保険(1年契約用)」は、0歳～59歳と60歳～79歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉**▶ 1 ご加入後の留意事項**

入院・手術保障(共栄火災部分)の保険料のうち所定の額については、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。なお、上記の取扱いは今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

▶ 3 保険の効力発生日(保障開始日)

保険責任は、保険期間の開始日の午前0時(継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後4時)に開始します。

▶ 4 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はありません。

▶ 5 保険金をお支払いする事由が発生したときは

- 万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害・疾病または損害の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。

▶ 6 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は入院・手術保障以外の損害保険会社引受契約については原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで、入院・手術保障については90%まで補償されます。

その他ご注意ください**▶ 1 お客様に関する情報の取扱い****(1) お客様に関する情報の取扱いについて**

本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連および全労済にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

(2) 引受保険会社における情報の取扱いについて

■情報の利用目的について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。
○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供
○保険事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。)
○引受保険会社、そのグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」の円滑な制度運営

■情報の第三者提供について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

○前記(情報利用の目的について)に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先(全トヨタ労連・保険代理店を含みます。)、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

■共同利用について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。

○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合
○引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合
○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合(注)引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ(http://www.kyoeikasai.co.jp/)または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

▶ 2 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記的全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の引受保険会社窓口までご連絡ください。)

<全トヨタ労連お問い合わせ先>

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」TEL.0565-25-1901

<引受保険会社お問い合わせ先>

共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 団体組織推進室

＜風水害等共済金＞

共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上	30,000円	300万円
半壊	住宅の損壊率20%以上70%未満	15,000円	150万円
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円
		50万円を超え100万円以下	2,000円
		20万円を超え50万円以下	1,000円
		10万円を超え20万円以下	500円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円
		100～150cm未満	10,000円
		70～100cm未満	7,000円
		40～70cm未満	5,000円
		40cm未満	3,000円
		100cm以上	3,000円
	100cm未満	1,000円	10万円

※損害額は再取得価額で算出し損害の程度(支払いランク)を認定します。

●留意事項

- 住宅・家財いずれかのみ契約の場合、支払限度額は上記の半額となります。
- 支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
- 1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊があった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
- 物置、車庫、納屋その他の付属建物、門、塀、垣根その他の付属工作物は保障の対象外です。
- 住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
- 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
- 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

＜臨時費用共済金＞

共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1回の事故のお支払限度額は200万円となります。

用語の解説(自然災害共済と共通です)

- 「損壊」とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
- 「床上浸水」とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
- 「床上浸水の浸水高」は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
- 「一部壊」とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

＜諸費用共済金＞

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、鉄筋契約のみ対象です。
※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときの「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、借入人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

＜特別共済金＞

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にする親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円 (1人300万円を限度)

※共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に、火災等または風水害等が生じ、当該共済事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合、対象となります。

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金

持ち出し家財の損害
日本国内の他の建物内で火災等で損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払いします。 ※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- 下記の場合には、共済金をお支払いできません。
- 契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人の故意、重大な過失により生じた損害
 - 火災等または風水害等に際し、共済の目的が紛失、または盗難にあったことにより生じた損害
 - 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
 - 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
 - 上記(3)または(4)の損害の原因により生じた火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害
 - 発生原因がいかなる場合でも、火災等が(3)または(4)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害

▶2 契約の無効について

- 下記の場合には、契約は無効となります。
- 契約の申込日において、共済の目的がすでに火災等または風水害等の損害にあつていこと、または損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
 - 更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する契約について、(1)の規定を適用します。
 - 共済の目的が発効日において、「加入できる住宅または家財(35ページ)」の範囲外るとき
 - 共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分

②家財の加入基準[最高加入限度2,000万円(200口)]

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人
10坪(33㎡)以上	～29歳	300万円(30口)	700万円(70口)	800万円(80口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)
	30歳代	500万円(50口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳代	600万円(60口)	1,700万円(170口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)
	50歳代	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満		上記の金額または700万円(70口)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

▶4 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに、お申し込みください。1棟の住宅または1棟の住宅内に収容されている家財についての契約者は、原則1人となります。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

▶5 加入できる住宅または家財

＜住宅＞

- 契約者または契約者と生計を一にする親族(以下、共済契約関係者)が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅。ただし、区分所有の住宅の場合には専有部分のみとなります。
- 下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてまっぱら使用している部分のみ(貸間部分、非居住部分および兼用部分の対象外)となります。
 - 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える住宅。
 - 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上の住宅。
 - 下記の用途をかねる住宅。
 - ア.常時10人以上が業務に従事する事務所。イ.火災類専門販売業、再生資源集荷業。ウ.作業員宿舎、簡易宿泊所。エ.貸座敷、待合、割烹、料亭。オ.キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの。カ.映画館、劇場、遊技娯楽場。キ.工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫。
- 住宅を共済の目的とする場合、下記に掲げるものは共済の目的に含まれます(ただし営業目的に使用しているものは含まれません)。
 - 畳、建具その他の建物の従物
 - 電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他の建物の付属設備。
 - 門、塀、垣根その他の付属工作物。
 - 住宅に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物。
 ※③・④は火災等共済金および失火見舞費用共済金が支払われる場合に限り共済の目的とします。
- 空家、別荘などが居住していない建物は、新規加入での共済の目的となりません。

▶7 共済金をお支払いする場合

＜火災等共済金＞

共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為(損害額5万円以上)、建物外部からの物体の落下・飛来(人為的な場合)の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	+ 火災等共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

●留意事項

- 火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が70%以上の場合が全焼損となります。
- 火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額(再取得価額)を、家財契約の場合は家財の損害額(再取得価額)をお支払いします。
- 火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。
 - 住宅の契約共済金額が加入基準以上または4,000万円の場合、住宅の加入基準額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額
 - 住宅の契約共済金額が4,000万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
 ※住宅自体にも被害がある場合は、上記(1)または(2)と合わせて、契約共済金額が限度となります。
- 車両の飛び込みについて、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触は除きます。
- 放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

- 破裂または爆発、漏水等
- (2) 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ① 加入者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ② 加入者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

▶ 2 借家人賠償責任特約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 契約者または加入者が申し込みの日において、すでに借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故により滅失、損傷または汚損したことを知っていたとき、または借用住宅に事故の原因が発生したことを知っていたとき
- (2) 更新契約において、借家人賠償責任特約共済金額の増額の申し出がされた場合、増額された部分の借家人賠償責任特約共済金額に対応する共済契約については(1)の規定を適用します。
- (3) 発効日において、借家人賠償責任特約 契約概要の「特約の契約方法(37 ページ)」のいずれかを満たしていないとき
- (4) 借家人賠償責任特約の共済金額が、最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- (5) 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※ 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効であった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として、掛金を返還いたします。
- ※ 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 3 借家人賠償責任特約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 通知の義務(「契約内容に関する届け出について(34 ページ)」(1)または(3))が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき
- (2) 「契約の解除について(34 ページ)」(1)(3)(4)(5)のいずれかに該当するとき。ただし、「契約者」を「契約者または加入者」と読み替えます。
- ※ 支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただく場合があります。

▶ 4 契約内容に関する届け出について

契約者および被共済者は次の場合、ゆうゆうセンターへご連絡ください。

(1) 借家人賠償責任特約の「特約の契約方法(37 ページ)」を満たさなくなったとき

(2) 借用住宅について共済金をお支払いする場合の損害を保障する他の契約を締結するとき

(3) 借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故以外の原因により滅失、損傷または汚損したとき

保障のことなら 全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

ときには、借家人賠償責任特約も同時に終了します。

■ 同一の借用住宅についての共済金額と最高限度額

同一の借用住宅について、2人以上の者が借家人賠償責任特約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の借家人賠償責任特約共済金額の合計額が4,000万円を超えない範囲で、それぞれ契約者となることができます。

■ 共済金をお支払いする場合

共済期間中に、借用住宅が被共済者の責に帰すべき事由に起因する火災・破裂・爆発・給排水・漏水等の事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、被共済者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときには、共済金をお支払いします。

< 損害賠償共済金 >

※ 1回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きします。

※ 損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きします。

< 賠償費用共済金 >

損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。

※ 1回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。

※ 損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

▶ 6 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の借家人賠償責任特約のほかに、「共済金をお支払いする場合(35 ページ)」に相当する損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

▶ 7 全労済による援助

全労済が必要と認めた場合、借用住宅の貸主からの損害賠償請求につき、被共済者の求めにより援助および助言を行うことができます。

注意喚起情報 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- (1) 次の事由によって滅失、損傷または汚損したことによる損害
- ① 契約者、加入者または共済金受取人の故意
- ② 契約者、加入者または共済金受取人の心神喪失または指図
- ③ 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事
- ④ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
- ⑤ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
- ⑥ 上記④・⑤の損害の原因により生じ、延焼または拡大した火災、

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

▶ 1 自然災害共済について

自然災害共済は、火災共済に追加して加入する共済です。地震による火災や損壊、風水害、盗難などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

▶ 2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で同時にご加入ください。なお、火災共済と同時に加入できるのは標準タイプまたは大型タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません。

▶ 3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約

- (5) 共済金額が加入基準を超えて加入している場合で、全労済の算出する標準的再取得価額を超える部分
- (6) 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- * 1 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- * 2 契約が無効の場合、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返しします。
- ※ 上記(3)、(4)、(6)、* 1、* 2 は自然災害共済も共通です。

建物構造別掛金適用一覧


表中は主なメーカー製住宅の建物構造区分を記載しております。この区分は全労済が定めた火災保障にご契約いただく際の建物構造区分となります。また、建物構造の確認は、かならずハウスメーカー(施業者)や建築確認書、建物設計書などの資料をもとにご確認をお願いします。建物構造については、ご不明な点がある場合はゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

■ 主な住宅構造一覧	住宅名	住宅の商品名	建物構造区分
旭化成ホームズ(株)	ヘーベルハウス	エコル、キュービック など	耐火構造
エス・バイ・エル(株)	新・注文住宅シリーズ	グランデ、パルクス など	木造
三洋ホームズ(株)	三洋ホームズHシリーズ	ヒューマンユース、アライブ、ヴァリエ など	木造
積水化学工業(株)	セキスイハイム	進ドマーニ、デシオ、パルフェシリーズ など	木造
積水ハウス(株)	セキスイハウスシャーウッドS-MJ	エムシリーズ	木造
	セキスイハウスH・HR・S		木造
	セキスイハウスβ	ビエナシリーズ、ベレオシリーズ など	耐火構造
	セキスイハウス	イズ・フラット	耐火構造
大成建設(株)	セキスイハウスB	イズシリーズ、ダイインシリーズ など	耐火構造
	パルコン	パルコンシリーズ	耐火構造
	GEOウッド	ケーブルワイズ、ハーモワイズ など	木造
大和ハウス工業(株)	ゼフィールシリーズ		耐火構造
	ダイワハウスGシリーズ		木造
タマホーム(株)		xevo(ジーヴォ)シリーズ など	木造
トステム住宅研究所グループ	アイフルホーム	大安心の家	木造
トヨタT&S建設(株)	トヨタライトハウス2TB など	安芯の家、アメッセ など	木造
トヨタホーム(株)	トヨタJ型		耐火構造
	トヨタKAP型		木造
		エスパシオGX	耐火構造
パナホーム(株)	エルソラーナシリーズ	キラテック、トライ、きれいにくらそう など	木造
	ソラーナシリーズ	ザ・ソラーナ、ピアンカ など	木造
	エルイデオシリーズ		耐火構造
ミサワホーム	ミサワホームUc	NEATシリーズ、GENIUSシリーズ など	耐火構造
	HYBRID系シリーズ	KURA、地球人の家、望みの家 など	耐火構造
ユニバーサルホーム		V607、V704、感動の家、ネクスト など	耐火構造


【注】表中の建物構造区分は基本的な構造の場合による判断になります。材質を変更されている場合は、建物構造区分が変更となる場合がありますので、メーカー、住宅設計仕様書などで構造についてご確認ください。

【注】表中の建物構造区分は2012年8月時点の調査に基づく構造区分となります。


地震等災害見舞金について




地震による損壊




地震による火災



津波による損壊



噴火による火災



噴火による損壊

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※ 加入内容に応じて支払額が異なります。 ※ 貸家契約、空家契約は対象となりません。

保障のことなら 全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」

借家人賠償責任特約は、全労済の「風水害等給付金付火災共済」の「借家人賠償責任特約」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災共済に追加して加入できる特約です。借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。住宅面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で任意に加入ができます。

▶ 2 特約の契約方法

- 基本契約である「火災共済」と同時に加入し、次のすべてに該当する場合に限り、借家人賠償責任特約にご加入いただけます。
- (1) 借用住宅に火災共済の共済の目的である「家財」が収容されているとき
- (2) 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
- (3) 加入者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または

使用貸借契約がされているとき

▶ 3 加入額算出の目安

住宅面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入ができます。当総合パンフレットに記載の火災保障「借家人賠償責任特約<加入額算出の目安>(10 ページ)」でご確認ください。

▶ 4 加入できる方

加入できる方は、借用住宅の借主です。ただし、共済契約関係者であることが条件となります。

※ 火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上の加入が必要です。

▶ 5 基本契約(火災保障)との関係

基本契約が無効のときは、借家人賠償責任特約も無効となります。基本契約が取り消しとなったときは、借家人賠償責任特約も取り消しとなります。また、基本契約が共済期間の途中において終了した

払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。また、共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

▶ 8 地震保険料控除

自然災害共済の掛金のうち、地震等損害部分に相当する掛金が地震保険料控除の対象となります。

地震保険料控除の対象となる掛金単価(1口あたり)

自然災害共済加入タイプ	木造・モルタル等	鉄筋コンクリート
大型タイプ	月払掛金 11.0円のうち6.5円	月払掛金 6.5円のうち4.7円
標準タイプ	月払掛金 8.0円のうち4.5円	月払掛金 4.5円のうち3.2円

注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

▶ 1 風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- 契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または過失により生じた損害
- 風水害等、地震等または火災等に際し、共済の目的の紛失、または盗難によって生じた損害。
- 地震等が発生してから10日を経過した後生じた損害(地震等共済金のみ)。
- 屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(125cc以下)の盗難による損害。
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害。
- 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害。
- (5)または(6)の損害の原因により生じた風水害等または地震等が延焼または拡大したことにより生じた損害。
- 発生原因がいかなる場合でも、風水害等または地震等が(5)または(6)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害。

▶ 2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金をお支払いできません。

- 契約者、その者と生計を一にする親族、共済金受取人等の故意、重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障がい。
- 上記「風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合(免責)」の(5)、(6)、(7)、(8)の原因による場合に生じた死亡および身体障がい。
- 原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの。

▶ 3 契約の無効について

下記の場合には、契約は無効となります。

- 契約の申込日において、共済の目的がすでに風水害等、地震等もしくは盗難による損害にあっていたり損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき。
- 更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中の新規契約または増額契約。ただし、当該共済契約が更新契約の場合は、その更新契約の既加入共済金額は除きます。
- 契約共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

<盗難共済金>

盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いたします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項

- 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いたします。
- 通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- 通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- 通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、①・②を満たす場合に限りです。
 - 盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
 - 預貯金が引き出されていたこと
 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあつたことをいいます。

※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額(他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。

 - 持ち出し家財：限度額 100万円
 - 通貨：限度額 20万円
 - 預貯金証書：限度額 200万円

<傷害費用共済金>

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障がいには、傷害費用共済金をお支払いたします。身体障がいの場合は、62ページの「身体障害等級別支払割合表」の支払割合に応じてお支払いたします。

1口あたりの共済金は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円の傷害費用共済金をお支払いたします。

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、契約期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し、共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または所定の身体障がいの状態になった場合には、その障がいの程度に応じて傷害費用共済金をお支払いたします。

▶ 7 共済金が削減される場合

下記の場合には、共済金は削減となります。

- 自然災害共済は、全労済・全国交運共済生協・電通共済生協・JP共済生協・教職員共済生協(以下「自然災害共済実施生協」といいます)が共同で実施するものです。
- 1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体で支払うべき所定の共済金総額が、風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を次の算式にもとづき削減します。
 - 総支払限度額
風水害等…460億円、地震等…2,000億円
(この総支払限度額は各自然災害共済実施生協の事業計画により定められたものです。)
 - お支払いする共済金 =
$$\frac{\text{総支払限度額}}{\text{実施生協全体で支払うべき所定の共済金総額}} \times \text{所定の支払共済金の額}$$
- 大規模な台風や地震などに備えるために異常危険準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割

▶ 6 共済金をお支払いする場合

<風水害等共済金>

申込日の翌日から8日目以降の契約期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いたします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
		30~50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20~30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
半壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
一部壊	損害額	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100~150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70~100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40~70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
床上浸水	全床面50%以上	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円
		浸水の床面からの高さ				
		50%未満				
		100cm未満				

[支払要件]

- 風水害等により共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損害額が10万円を超える場合、および共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合
- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等により床上浸水を被った場合

●留意事項

火災共済の「共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項(3)~(8)(36ページ)が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。

- 風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いたします。
- 一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

<地震等共済金>

契約期間中に地震による火災、地震による損壊、噴火による火災、噴火による損壊、津波による損壊の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いたします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
損壊 焼損等	全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
	半焼・半壊	20%以上~70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
	一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

[支払要件]

- 共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いたします。
- 下記の損害は、地震等による損害に含みます。
 - 地震等によって生じた火災等による損害。
 - 地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
 - 発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項

- 72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として共済金をお支払いたします。
- 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。

※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

●地震等特別共済金

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下	1回の事故につき1世帯あたり4.5万円	1回の事故につき1世帯あたり3万円

※ただし、加入口数が20口以上の場合に限りです。

●付属建物等特別共済金※大型タイプのみです。

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いたします。ただし、建物契約の加入口数が20口以上の場合に限りです。(大型タイプに加入の場合)

[支払要件]

- 共済の目的である付属工作物(門、塀、垣根など)および付属建物(物置、納屋、車庫など)につき、つぎの①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金をお支払いたします。
 - 申込みの日の翌日から8日目以後の共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が10万円を超えるとき。
 - 契約期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が20万円を超えるとき。

■留意事項

- 直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じたものであっても支払いたします。
- 損害には、防災または避難に必要な処理を含めます。

▶ 4 契約内容に関する届出(住所変更など)について

- 契約者は、次の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。
 - ①加入者が加入できる方の範囲(続柄)に該当しなくなったとき
 - ②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
 - ③海外に長期滞在することになったとき

▶ 5 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

<全共済金共通>

- ①告知義務違反があったとき
- ②加入者が「加入できる方」の範囲外であったときの加入金額が限度を超過していたとき
- ③共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

<病気入院共済金・手術共済金>

- ①契約者または加入者の故意または重大な過失
- ②加入者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病
- ③不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑦に該当するとき
- ④原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

※「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。

<災害入院共済金・災害手術共済金>

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ②加入者の故意または重大な過失
- ③加入者の犯罪行為
- ④加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
- ⑦加入者の疾病に起因して生じた事故
- ⑧原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
 - (2)契約のお申し込みの際に、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
 - (4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- ※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3)契約者または加入者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたときただし、以下の場合は除きます。

▶ 13 掛金の払込免除について

- (1)掛金の払い込みを免除する場合

加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったとき

例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターまでお問い合わせください)

上記の身体障がいの状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。
- (2)次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
 - 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
 - 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - 加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
 - 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
 - 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)腰・背痛で他覚症状のないもの
- (3)地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないときがあります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリングオフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表

加入申込書および質問表の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
- (2)提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込者(契約者)に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
- ※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または病気を原因として、共済金支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
- (3)質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。
- 申込記入日(告知日＝健康状態に関する告知をした日)は、契約者が申込書に記入した日とします。

<告知義務について>

- 共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がい状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
- 加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴(病名や治療期間など)など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただかなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式(解約届)に解約日を記入のうえ、ゆうゆうセンターまでご提出ください。
- 終身医療保障はできる限り安い掛金で保障を実現するために、解約されたり契約が失効した場合の解約返戻金は、終身医療保障の場合0円となります。

終身医療保障 全労済「終身生命共済」

終身医療保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづきます。保障内容は下記のとおりです。

引受団体	基本契約	
	入院	手術
全労済	100%	

- この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身医療保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

(1)契約者との続柄が下記範囲である方

- ①契約者(組合員以下同じ)ご本人
- ②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。)
- ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

(2)申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ、詳細にご回答ください。

質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日(告知日)から過去1年以内に受けたものが有効です。

- ①勤務先の定期健康診断書
 - ②基本・特定健康診査結果表
 - ③人間ドック成績表
- これらがお手元でない場合や有効期間(1年)を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

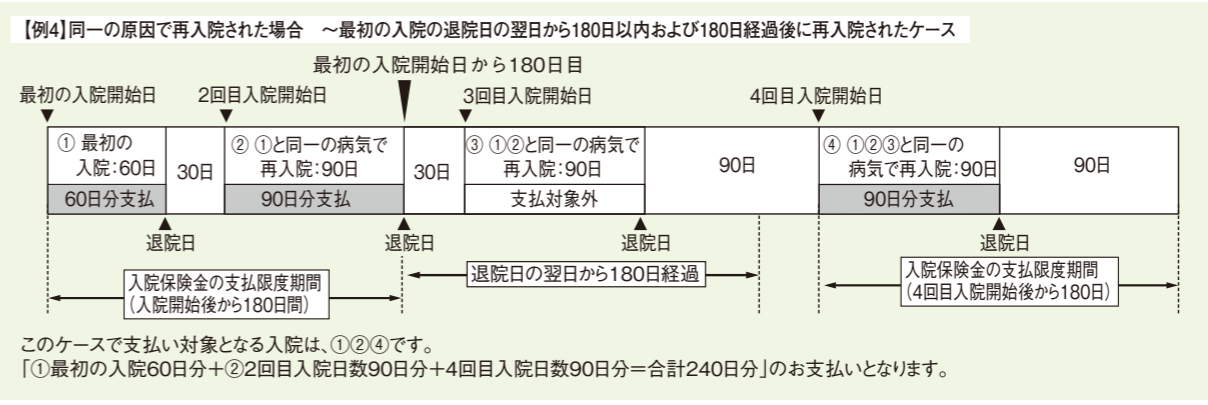
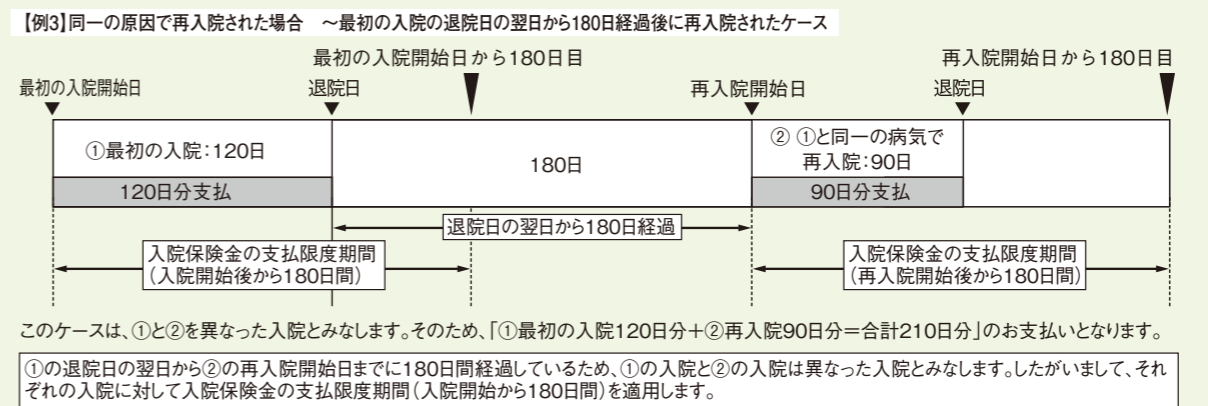
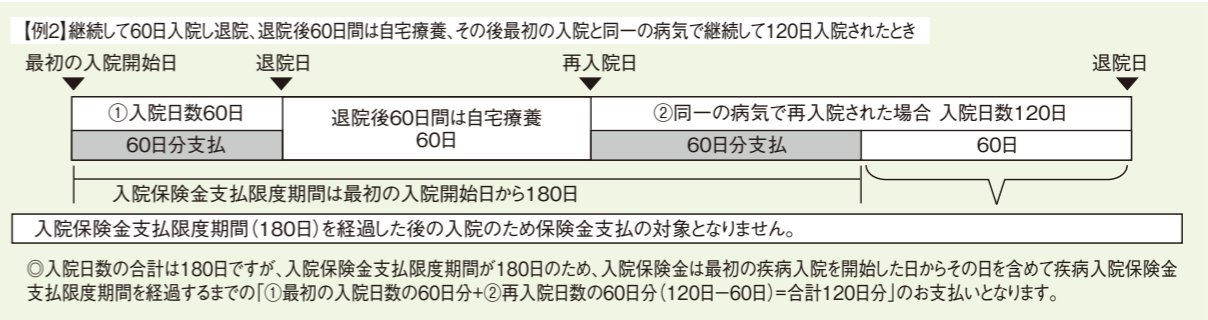
(3)年齢について

加入者となることができる年齢は、発効日において満15歳以上満75歳以下とします。

▶ 12 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
病気入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②1日以上となる入院	病気入院共済金日額 ×入院日数
手術共済金	加入者が65ページに記載する「手術支払割合表」に記載の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする手術 ②共済期間中に受けた手術	病気入院共済金日額×10
災害入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
災害手術共済金	加入者が65ページに記載の「手術支払割合表」に規定する手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間中に受けた手術	災害入院共済金日額×10

(※1)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。



4)引受条件(ご契約金額等)
①ご契約金額(入院保険金日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
②新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料	満年齢	契約入院日額			
		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
0歳～59歳	0歳～59歳	450円	750円	1,200円	1,500円
	60歳～79歳	1,050円	1,750円	2,800円	3,500円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、掛金は「指定口座からの自動振替」となります。詳細は全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加

入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)
①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障がいについて保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
○被保険者の生年月日・満年齢・性別
○被保険者の職業職種
○質問表回答欄にご記入いただく事項
○他の保険契約
(注)「他の保険契約」とは、医療保険(1年契約用)の場合には、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。
③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

- ①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
- ※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了その他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2)契約者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。

- (4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

加入者が死亡した場合には、契約が消滅となります。
※契約が消滅し共済金を契約者または共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

P50 ▶ 11「生命保険料控除のしくみ」をご参照ください。

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記12～14の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください

保障のことなら

全労済 全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障(以下、入院保障)は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	保障内容		基本契約			三大疾病特約			医療上乘せ特約		
	入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療			
損害保険会社	○(100%)										
全トヨタ労連	—		○(100%)				○(100%)				

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を100%引受けています。

契約概要 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

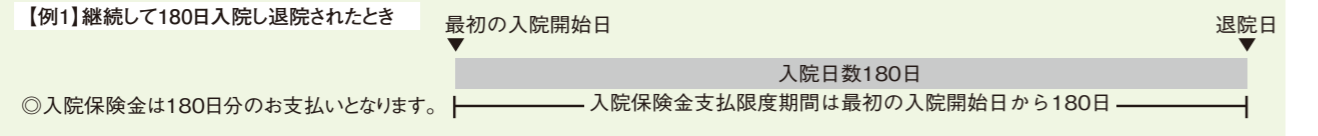
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約「重要事項説明書(共通事項)(31～33ページ)」を参照ください。
- (2)商品の仕組み
被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガにより入院された場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
- (3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数(1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
疾病手術保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、疾病入院保険金日額×倍率(40倍、20倍、10倍)
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数(1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
傷害手術保険金	被保険者が、ケガの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、傷害入院保険金日額×倍率(40倍、20倍、10倍)

(注)1 入院の支払限度期間について
お支払い例(入院保険金支払限度期間 180日)



▶ 5 共済金をお支払いする場合

【1】三大疾病特約

■「三大疾病」の定義

急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病で、原則として以下の3項目のすべてを満たすもの ①典型的な胸痛の病歴 ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの梗塞が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（「上皮内癌」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除く）
上皮内新生物等	上皮内新生物 ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮（頸）部の上皮内癌 ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌 ・その他および部位不明の上皮内癌 悪性新生物のうち「皮膚癌（悪性黒色腫を除く）」 ・皮膚のその他の悪性新生物

(1)診断共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞 診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中（発効日または更新日以降）に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100倍 加入者の生涯にわたり 1回のみ支払い
脳卒中 診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中（発効日または更新日以降）に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、言語障がい、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
悪性新生物 診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	
上皮内新生物 診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度

(2)三大疾病入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 入院共済金	加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金（43ページ参照）」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、入院の原因となった三大疾病が悪性新生物または上皮内新生物等である場合は、発効日から起算して31日目以降に発病した三大疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いします。また、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数

(3)三大疾病手術共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 手術共済金	加入者が、三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金（43ページ参照）」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額 ×所定の支払割合 （40倍、20倍、10倍）

【2】医療上乗せ特約

(1)入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院 共済金 および 退院後通院 共済金	加入者が共済期間（契約期間）中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金が支払われること ②左記①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ・入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 ・退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高60日を限度	入院共済金日額×0.3 ×通院日数

なお、加入者が同一の原因により2回以上入院した場合において、それらの入院が入院手術保障「基本契約」の規定（損害保険会社の医療保険約款）にもとづき、1回の入院とみなされるとき、「入院開始日」は最初の入院をした日とし、「退院日」は入院共済金の支払われる最終日の日を含む入院の退院日とします。

(2)長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院 共済金	加入者が共済期間（契約期間）中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病または受傷した傷害の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上入院、または連続して180日以上入院	入院共済金日額×60倍

なお、加入者が該当する入院の退院後180日以内にその入院と同一の原因により入院したときは、これらの入院は1回の入院とみなし、その再入院については長期入院共済金はお支払いしません。また、入院を開始した後に異なる疾病の併発、または傷害が発生したときには、当初入院の直接原因と同一の原因により連続して入院したものとみなし、全入院期間を通じて1回の入院とみなしてお支払いします。

- 骨折の整復（非観血術の場合）
 - 抜釘術（骨内異物・挿入物の除去・除去）
 - 抜歯（顎骨を削らない場合）
 - インプラント
 - 口蓋の形成
 - 唾石のみの摘出
 - 鼻茸の手術
 - 鼻粘膜の切除・焼灼
 - 鼻甲介の切除
 - 扁桃腺・アデノイドの手術
 - 子宮頸管ポリープの切除
 - 鉗子分娩・吸引分娩
 - 人工妊娠中絶術
 - 肛門・直腸周囲膿瘍の切開
 - 痔核の硬化療法
 - 痔核の血栓摘出
 - 穿刺による洗浄・排液
 - 近視または乱視の矯正手術（レーシックなど）
 - 美容整形手術
- (注)筋・腱・靭帯に及ぶ場合は対象になることがあります。

▶ 3 クーリング・オフ（加入のお申し込みの撤回等）

▶ 4 保険の効力発生日（保障開始日）

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書（共通事項）（31～33ページ）を参照ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由で身体障がいを受けた場合
 - ①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動（*1）
 - ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（*1）
 - ⑥前記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故（*1）
 - ⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（*2）のないもの
- 以下のケガによる身体障がいを受けた場合
 - ①無資格または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故（*1）
 - ③被保険者に対する刑の執行
 - ④精神障がいを原因とする事故
- アルコール依存症および薬物依存による入院
- 入院または手術の原因となった身体障がいを被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。ただし、入院を開始した日または手術を受けた日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。（*1）これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくと共栄火災が認めたときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。（*2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<お支払いの対象にならない手術の代表例は下記のとおりです。>

- 25cm未満の植皮・皮弁形成
- 皮下・皮膚良性腫瘍・腫瘤の摘出・切除（注）
- 軟部腫瘍の摘出・切除（注）
- 乳腺腫瘍（良性）の摘出・切除（注）
- 創傷処理・デブリードマン（注）
- 傷の縫合

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乗せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受ける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は「三大疾病特約」「医療保障上乗せ特約」の100%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】三大疾病特約

三大疾病特約は、基本契約の入院日額と同額となります。ただし付帯できる上限額は10,000円（入院日額）となります。

	発効日満年齢 0～59歳				発効日満年齢 60～79歳			
基本契約加入額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金（円）	360	600	960	1,200	2,400	4,000	6,400	8,000

【2】医療上乗せ特約

	発効日満年齢 0～59歳				発効日満年齢 60～79歳			
基本契約加入額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金（円）	120	200	320	400	510	850	1,360	1,700

▶ 7 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等等級別支払割合表(詳細は62ページを参照ください)」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。	基本契約共済金額 ×支払割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。 ※入院日数は1回の入院について180日分が限度となります。	入院共済金額 ×(入院日数(180日限度) －免責4日) ※免責4日分については、 通院共済金をお支払いします
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に通院した場合、右記の計算により通院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。 ※通院日数は同一の交通事故による通院について90日分が限度となります。	通院共済金額×通院日数

▶ 8 共済金を減額する場合

交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

▶ 9 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 10 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、下記に掲げるものをいいます。

- 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、定期遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ)との衝突・接触等による事故。
- 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関に発生した衝突・接触・火災・爆発等による事故。
- 運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故。
- 乗客(入場客を含みます)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における加入者の不慮の事故。
- 道路(道路交通法第2条に定めるもの)を通行中の加入者の下記に掲げる不慮の事故。
ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ. 火災または破裂・爆発

▶ 11 交通機関の定義について

- 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェーを含みます)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
- 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みます。
①身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
②道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
③航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
④船舶職員法および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定す船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

▶ 12 運行中および搭乗の定義

- 「交通事故の定義について(上記)」および「共済金をお支払いできない場合(右記)」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、次の場合は含みません。

(3)先進医療共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
先進医療費用共済金	加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①「基本契約」の入院共済金が支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②「基本契約」の入院共済金が支払われる入院の原因となった疾病または不慮の事故を直接の原因とする治療を目的とした先進医療による療養 ③共済期間(契約期間)中の先進医療による療養 ※「基本契約の入院共済金が支払われる入院」については43ページをご参照ください。	先進医療による療養を受けるために契約者が負担した技術料に相当する金額(1回の入院に対して入院共済金日額の200倍を限度)

(ご注意)

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるもの)に限ります。
- 加入者について、先進医療による療養を受けるための費用が支払われる他の契約がある場合において、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が契約者が負担した技術料に相当する金額をこえるときは、つぎの算式によって算出した金額を先進医療費用共済金としてお支払いします。

$$\boxed{\text{全トヨタ労連の支払う先進医療費用共済金の額}} = \boxed{\text{契約者が負担した技術料に相当する金額}} \times \frac{\boxed{\text{他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額}}}{\boxed{\text{他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計}}}$$

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」に連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき

- 1)契約者または加入者の故意または重大な過失
- 2)加入者の知的障がい(精神遅滞)、性格異常、または薬物依存によるとき。または、薬物依存により生じた疾病

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約			
	死亡	後遺障がい	入院	通院
全 労 済	100%			

- この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ご不明の点は、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

契約の発効日または更新日に、下記のいずれかに該当する方

- ①契約者(組合員以下同じ)

(3)不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。
 - ②加入者の重大な過失
 - ③加入者の犯罪行為
 - ④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
 - ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
- (4)原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 4 契約が無効となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」(58ページ)を参照ください。

▶ 5 契約が解除となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」(58ページ)を参照ください。

▶ 6 契約が消滅となる場合

以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)基本契約が消滅したとき

③上記①②以外の契約者と生計を一にする親族

▶ 4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族ともに共通です。

加入できる方	保障額	月払掛金
組合員および 組合員と 生計を一にする 親族	100万円(10口)	70円
	200万円(20口)	140円
	300万円(30口)	210円
	400万円(40口)	280円
	500万円(50口)	350円

▶ 5 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象です)。

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」

契約概要 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全労済引受分は、全労済が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施し

▶ 4 掛金について

全労済は基本契約（死亡・重度障がい）のうち50%を引き受けています。保障額ごとの全労済引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。**【1】契約者（組合員）本人・配偶者掛金**

基本契約加入額(万円)	500	1,000		
全労済引受額(万円)	250	500		
年齢別掛金(円)	男性	女性	男性	女性
50歳	700	450	1,400	900
51歳	1,100	625	2,200	1,250
52歳	1,100	625	2,200	1,250
53歳	1,100	625	2,200	1,250
54歳	1,100	625	2,200	1,250
55歳	1,100	625	2,200	1,250
56歳	1,800	850	3,600	1,700
57歳	1,800	850	3,600	1,700
58歳	1,800	850	3,600	1,700
59歳	1,800	850	3,600	1,700
60歳	1,800	850	3,600	1,700
61歳	2,725	1,300	5,450	2,600
62歳	2,725	1,300	5,450	2,600
63歳	2,725	1,300	5,450	2,600
64歳	2,725	1,300	5,450	2,600

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がいとなった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

死亡共済金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重度障害共済金	加入者が共済期間中に重度障がい状態となったとき（※1）

（※1）重度障がい状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表（62ページ参照）の、第1級、第2級、第3級の2・3・4になります。「重度障がい」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化（レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

- 両眼が失明したもの
- しゃく及び言語の機能を廃したもの
- 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 両上肢の用を全廃したもの
- 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 両下肢の用を全廃したもの
- 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
- 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 両下肢を足関節以上で失ったもの
- しゃく又は言語の機能を廃したもの
- 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

す。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（29ページ）を参照ください。

▶ 3 継続加入できる方（保障の対象となる方）

- 契約発効日または更新日において、下記のいずれかに該当する方
 - 契約者（組合員）
 - 契約者の配偶者（同一戸籍）
- 継続できる年齢（契約発効日時点）
 - 契約者・配偶者：満79歳

基本契約加入額(万円)	500	1,000		
全労済引受額(万円)	250	500		
年齢別掛金(円)	男性	女性	男性	女性
65歳	2,725	1,300	5,450	2,600
66歳	4,075	2,025	8,150	4,050
67歳	4,075	2,025	8,150	4,050
68歳	4,075	2,025	8,150	4,050
69歳	4,075	2,025	8,150	4,050
70歳	4,075	2,025		
71歳	5,375	2,825		
72歳	5,900	3,175		
73歳	6,500	3,550		
74歳	7,225	4,025		
75歳	8,025	4,550		
76歳	8,925	5,150		
77歳	9,925	5,825		
78歳	11,025	6,625		
79歳	12,275	7,500		

▶ 6 共済金の分割・繰り延べ・削減について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 7 共済金受取人について

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（29ページ）を参照ください。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する団体定期生命共済にご契約の場合、他の全労済のすべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内としてください。加入限度額を超えた契約は超過分が無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 10 割り戻し金について

事業年度ごとに全労済が定める基準にもとづき、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合は、割り戻し金として契約者へ還元いたします。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

○生命保険料控除の対象となる共済契約
納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が本人または配偶者※その他の親族である契約。
※内縁関係にある方は、対象となりません。
○生命保険料控除の対象となる共済掛金
1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割戻金を差し引いた額（正味払込共済掛金額）
平成24年1月1日以後に発効する新規・更新契約について「一般生命保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されました。各保障制度の保険料控除については以下をご確認ください。
発効日（更新日）に応じて適用となる控除項目が異なりますので、保

▶ 5 共済の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約は無効となります。
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

▶ 6 加入者による契約の解除請求について

- 加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - 契約者または共済金受取人に前記「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき。
 - ①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - 契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- 契約者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- 加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 7 契約が無効となる場合

- 加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方（47ページ）」の範囲外であったとき。
- 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- 契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- 契約者の意思によらず契約申し込みがされたとき
※1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金を返還します。
※2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 8 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 9 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約金額を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 10 組合員及び出資金について

▶ 11 個人情報保護について

▶ 12 信用リスクについて

上記10～12の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（29ページ）を参照ください。

保障のことなら 全労済は、管利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、**ZENROSAL NEWS** 全国労働者共済生活協同組合連合会 各種共済をご利用いただけます。

- 加入者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。（ただし、道路上で全労済が規定する交通機関に搭乗している間に生じた傷害については、この限りではありません）
- 加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
ア．荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
イ．全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
- 加入者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- 加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- 加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

▶ 2 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、20口以上で加入されている場合は日額1,000円、20口未満で加入されている場合は「契約口数×50円」の日額でお支払いします。

▶ 3 契約の解除について

- 次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。
- 共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - 他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態をもたらされるおそれがあると認められるとき
 - 上記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不相当と判断したとき
 - 契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
②全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
③全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
④加入者にかかる共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障（以下、生命保障）は、全労済、損害保険会社、生命保険、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。（ ）は引受割合。

引受団体	保障内容	基本契約			事故死亡上乗せ特約
		死亡・重度障害	傷害後遺障害	疾病後遺障害	事故死亡
全 労 済		○(50%)	—	—	—
生命保険会社		○(10%) 「子ども」契約は引受なし	—	—	—
損害保険会社		—	○(100%)	—	○(30%)
全トヨタ労連		○(40%) 「子ども」契約は50%	—	○(100%)	○(70%)

生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」

【商品内容のご説明】

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。この保険は「死亡保障」「高度障がい保障」のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

【チェック欄】

当総合パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
保障内容はニーズに合致していますか。ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

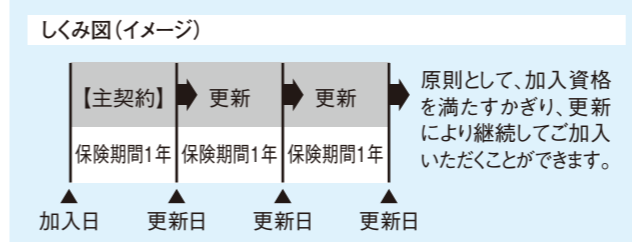
当総合パンフレットには、全トヨタ労働組合連合会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、当総合パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

契約概要のご説明 生命保険「団体定期保険」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。

▶ 1 この保険の特徴

- この保険は、全トヨタ労働組合連合会を契約者とし、その加盟組合に所属する組合員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険は、配当精算方式を採用しております。



▶ 2 主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

(*)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない場合等」(53ページ)、【制度の詳細とその取り扱い】(54～55ページ)を必ずご確認ください。

▶ 3 保障額と保険料

保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。「ゆうゆう」の生命・後遺障害保障における生命保険会社引受分の保険料は以下のとおりです。

	組合員(本人)・配偶者保険料(月額)	
基本契約加入額(万円)	500	1,000
生命保険会社引受額(万円)	50	100
生命保険会社引受分保険料(円)	45	90

	効力発生日時点の年齢における保障額の範囲	
	年齢	加入できる保険金額の範囲
組合員(本人)	満69歳以下	500万円・1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者(内縁関係は除く)	満59歳以下	500万円・1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

除料控除に関する詳細は控除証明書にてご確認ください。

- 生命保険料(介護医療保険料控除)の対象契約
- ・生命・後遺障害保障(全労済が引受をしている部分)
 - ・終身生命保障
 - ・終身医療保障

▶ 12 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 1)氏名や住所が変更となった場合
- 2)加入者が「加入できる方」の範囲外となったとき
- 3)死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき(契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合)

注意喚起情報 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次の場合には、共済金をお支払いできません。

- 1)契約者、加入者、共済金受取人の故意、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。
- 2)加入者が契約発効日・更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき。ただし、契約者(組合員)本人は250万円、家族については契約共済金額(全労済引受額)の半額または250万円の少ない額まではお支払いします。

▶ 2 共済金を減額してお支払いする場合

次の場合には、共済金を減額してお支払いします。

<重度障害共済金>

契約発効日・更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、契約発効日・更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいになったときは、重度障害共済金として契約共済金額(全労済引受額)の50%をお支払いします。ただし契約者(組合員)本人は、250万円までは、減額せず、お支払いします。

▶ 3 契約の解除について

次のいずれの場合、契約は解除される場合があります。

- 1)共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 2)契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- 3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- 5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- 6)契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき。ただし、以下の場合は除きます。

- ①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- ②全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
- ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ④契約発効日・更新日(増額した場合の増額部分)から2年以内に共済事故が発生しなかったとき

※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお

返ししません。

※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 5 共済の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

▶ 6 加入者による契約の解除請求について

(1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。

- ①契約者または共済金受取人に前記「3 契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
- ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
- ③契約者と加入者との間の親族関係の終了その他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

(2)契約者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。

(3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ、契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。

(4)上記(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。

(5)上記(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 7 契約が無効となる場合

次のいずれの場合には、契約は無効となります。

- 1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「継続加入できる方(50ページ参照)」の範囲外であったとき
- 2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
- 3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
- 4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき(退職者会契約へ移行済みの場合を除く)
- 5)共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)
- 6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- 7)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

※1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返します。

※2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

▶ 8 契約が消滅となる場合

次の場合には、契約は消滅となります。

- 1)加入者が死亡したとき
 - 2)加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合)
- ※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 9 組合員及び出資金について

▶ 10 個人情報保護に関する事項

▶ 11 信用リスクに関する事項

上記9～11の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

- ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

- 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

▶ 2 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入(※1)のお申込みの際し特にご注意ください。

- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者のご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱(※2)

- 引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の故意
 - ・保険契約者の故意
 - ・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱(※2)

- (※1) 在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
- (※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
- したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

▶ 7 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当総合パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、全トヨタ労働組合連合会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに全トヨタ労働組合連合会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)

▶ 8 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、55ページをご確認ください。

制度の詳細とその他取扱い 生命保険「団体定期保険」

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

▶ 1 保険金の支払事由

【1】死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【2】高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(※2) 対象となる「高度障がい状態」とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 胸部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障がい(視力障がい)
 - (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障がい
 - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

- ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき

- (7)重大事由による解除(※2)の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (※1) 在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。
- (※2) 解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

▶ 4 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は55ページに記載のゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

▶ 5 制度内容の変更

- 全トヨタ労働組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

▶ 6 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構
TEL 03 - 3286 - 2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

▶ 7 配当金

この保険契約は、配当精算方式を採用しております。なお、配当精算方式については52ページをご参照ください。

▶ 8 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

▶ 9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は全トヨタ労働組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- 引受保険会社 日本生命保険相互会社

▶ 10 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては55ページをご確認ください。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】生命保険「団体定期保険」

この「注意喚起情報」は、ご加入(※)のお申込みの際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(※) 在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(※)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。
- (※) 在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 2 責任開始期

- 引受保険会社(※1)がご加入(※2)を承諾した場合、平成26年4月1日(加入日(※2))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 引受保険会社(※1)の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(※2)を承諾する権限がありません。
 - (※1) 共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。
 - (※2) 在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

▶ 3 保険金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。例えば
 - (1)次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日(※1)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - (2)高度障がい状態の原因となる傷病が加入日(※1)前に生じている場合
 - ・高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日(※1)以後に生じた場合に限りです。
 - (3)告知義務違反による解除(※2)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - (4)詐欺による取消(※2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (5)不法取得目的による無効(※2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があった、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (6)保険契約が失効(※2)した場合

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「傷害後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約の30%について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要のご説明 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>(31～33ページ)」を参照ください。

(2)商品の仕組み

この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容(特約付帯の場合は特約含む)に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは… 下記3項目を全て満たす場合をいいます。 ○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性＝身体の外からの作用によるもの
--

(3)補償内容 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

傷害後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合に、後遺障がいの程度に応じて、お引受額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算してお引受額が限度となります。180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定してお支払いします。
---------------	--

【事故死亡上乗せ特約】

傷害死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お引受額の全額をお支払いします。
---------	--

(4)引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額につきましては、被保険者の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットでご確認ください。

▶ 2 保険料

保険料は以下のとおりです。

(1)基本契約(傷害後遺障害 引受割合 100%)

①組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000
損害保険引受額(万円)	500	1,000
損害保険引受分保険料(円)	190	380

(2)事故死亡上乗せ特約(事故死亡 引受割合 30%)

①組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000
損害保険引受額(万円)	150	300
損害保険引受分保険料(円)	30	60

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ1,000万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意い

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

▶ 5 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

<全トヨタ労連お問い合わせ先>

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」 TEL 0565－25－1901

<日本生命お問い合わせ先>

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課

TEL 0120－982－515

※お問い合わせの際には、記号証券番号(932－6310)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。)]

●生命・後遺障害保障の「団体定期保険」部分に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。

●社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記>(団体定期保険部分)
当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本一団－2013－171－7214－M(H25.9.26)

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不正に取得する目的もしくは他人に保険金を不正に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

▶ 3 税務上のお取扱い

税務の取扱い等について、平成25年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

(1)保険料

「ゆうゆう」では〔配当精算方式〕を採用しています。そのため、組合員が負担する保険料の合計額(保険料から団体の立替金を控除した金額)が、一般の生命保険料控除の対象です。なお、〔配当精算方式〕に関する説明は当説明書の52ページをご確認ください。※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般の生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当ゆうゆう以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ゆうゆうのみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

(2)保険金

・死亡保険金

<本人>相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者>本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

・高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

▶ 4 個人情報の取扱いに関する全トヨタ労働組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、全トヨタ労働組合連合会(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

- (5)共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)
- (6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (7)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- (8)契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

- (1)契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
- (2)契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
 - (2)加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合)
- ※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

＜疾病後遺障害共済金＞

- (1)生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- (2)疾病後遺障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

＜事故死亡共済金＞

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

- (1)事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- (2)事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- (3)正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響
- (4)正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「継続加入できる方」(57ページ)の範囲外であったとき
 - (2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
 - (3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
 - (4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき
- ただし、ゆうゆう退職者契約へ移行した場合を除く

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもつぎ実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容	基本契約		災害死亡特約	
	死亡	重度障がい	災害死亡	災害重度障がい
引受団体 全 労 済	100%		100%	

この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認ください事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「細則」および「終身生命共済 終身生命プラン契約規定」にもつぎ実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもつぎ実施します。新しく全労済の引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

- (1)契約者との続柄が下記の範囲である方
 - ①契約者(組合員、以下同じ)ご本人
 - ②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。)
 - ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
 - ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- (2)申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方。
質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ詳細にご回答ください。質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日(告知日)から過去1年以内に受けたものが有効です。
 - ①勤務先の定期健康診断書
 - ②基本・特定健康診査結果表
 - ③人間ドック成績表これらがお手元がない場合や有効期間(1年)を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。
- (3)年齢について
当総合パンフレット(24ページ)を参照ください。

▶ 4 共済期間(契約期間、以下同様)と掛金払込期間

- (1)共済期間
発効日から終身です。「ゆうゆう」の他保障の共済期間とは異なります。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の40%、「疾病後遺障害」の100%、および事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもつぎ実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもつぎ実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもつぎ実施します。

▶ 3 継続加入できる方

全労済「団体定期生命共済」の同項目と同様です。本説明書50ページを参照してください。

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は基本契約「死亡・重度障害」の40%、同契約「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約「事故死亡」を70%引受けています。保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】①基本契約(疾病後遺障害含む、疾病後遺障害の保障額は一律500万円)組合員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500		1,000	
全トヨタ労連引受額(万円)	200		400	
年 齢 別 掛 金 (円)	男性	女性	男性	女性
50歳	1,610	1,860	3,110	3,610
51歳	1,210	1,685	2,310	3,260
52歳	1,210	1,685	2,310	3,260
53歳	1,210	1,685	2,310	3,260
54歳	1,210	1,685	2,310	3,260
55歳	2,610	3,085	5,110	6,060
56歳	1,910	2,860	3,710	5,610
57歳	1,910	2,860	3,710	5,610
58歳	1,910	2,860	3,710	5,610
59歳	1,910	2,860	3,710	5,610
60歳	3,310	4,260	6,510	8,410
61歳	2,385	3,810	4,660	7,510
62歳	2,385	3,810	4,660	7,510
63歳	2,385	3,810	4,660	7,510
64歳	2,385	3,810	4,660	7,510
65歳	5,585	7,010	10,560	13,410
66歳	4,235	6,285	7,860	11,960
67歳	4,235	6,285	7,860	11,960
68歳	4,235	6,285	7,860	11,960
69歳	4,235	6,285	7,860	11,960
70歳	7,735	9,785		
71歳	6,435	8,985		
72歳	5,910	8,635		
73歳	5,310	8,260		
74歳	4,585	7,785		
75歳	9,785	13,260		
76歳	8,885	12,660		
77歳	7,885	11,985		
78歳	6,785	11,185		
79歳	5,535	10,310		

【2】事故死亡上乗せ特約
組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500		1,000	
事故死亡上乗せ特約(万円)	500		1,000	
全トヨタ労連引受額(万円)	350		700	
全トヨタ労連引受掛金(円)	100		200	

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち全トヨタ労連は70%を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金・重度障害共済金
加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい(50ページ全労済規定と同内容)となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

- (2)疾病後遺障害共済金
重度障がいに該当しない病気による身体障がいについて、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもつじた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。※重度障害共済金のお支払い対象に該当しない場合にはじめて、疾病後遺障害共済金のお支払い手続きとなります。お支払い基準は以下のとおりです。
 - ・生命・後遺障害保障加入以前に身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
 - ・病気後遺障害共済金を支払った後に等級が変更となったときは、すでに払った病気後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。等級とその共済金の額については下表のとおりとします。ここでいう等級とは身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもつじた地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級をいいます。

交付された等級	共済金の額(契約額×下記割合)
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

※疾病後遺障害共済金額は基本契約に自動付帯され、最高保障額は500万円となります。

- (3)事故死亡共済金(事故死亡上乗せ特約)
加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に死亡した場合、災害死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱い全労済引受契約と同様となります。詳細は全労済引受契約「共通事項」(29ページ)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は保険料控除の対象となります。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- ＜各共済金に共通＞
契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき
- ＜死亡共済金・重度障害共済金＞
加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき
- ＜事故死亡共済金＞
 - (1)加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき。
 - (2)加入者の精神障がい、泥酔によるとき
 - (3)原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)、腰・背痛など他覚症状のないとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

- ＜重度障害共済金＞
発効日・更新日(増額の場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障がいになったとき、共済金額の50%を減額してお支払いします。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたときただし、以下の場合は除きます。
 - ①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了その他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2)契約者は前記(1)①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4)上記(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)上記(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

下記の場合は、契約が消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合)※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」▶ 11「生命保険料控除のしくみ」をご参照ください。(50 ページ)

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記 12～14 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29 ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

▶ 4 契約内容に関する届出(住所変更など)について

- 契約者は、次の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。
 - ①加入者が加入できる方の範囲(続柄)に該当しなくなったとき
 - ②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
 - ③海外に長期滞在することになったとき
 - ④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき(共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合)

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<全共済金共通>

- ①告知義務違反があったとき
- ②加入者が「加入できる方」の範囲外であったとき、加入金額が限度を超過していたとき
- ③共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

(1)基本契約

<死亡共済金>

- ①加入者が発効日から1年以内に自殺したとき
- ②加入者の犯罪行為により死亡したとき
- ③共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
- ④契約者が故意に加入者を死亡させたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます)

<重度障害共済金>

- ①加入者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障がいとなったとき
- ②加入者の故意(自殺行為を除きます)により重度障がいとなったとき
- ③加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき
- ④契約者が故意に加入者を重度障がいにさせたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます)
- ⑤重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払い後に重度障害共済金(当該死亡共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき

(2)災害特約・災害死亡特約

<災害死亡共済金・障害共済金>

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
- ②加入者の故意または重大な過失
- ③加入者の犯罪行為
- ④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転する間に生じた事故
- ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
- ⑦加入者の疾病に起因して生じた事故
- ⑧障害共済金(重度障がいの場合)を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき、または災害死亡共済金の支払い後に障害共済金(重度障がいの場合)の請求を受けたとき
- ⑨原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないとき

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
 - (2)契約のお申し込みの際に、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
 - (4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 12 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができませんことがあります)。

▶ 13 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金 または 重度障害共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に死亡したとき ※加入者の余命が6ヵ月以内と判断される場合には、死亡共済金に加えて「リビングニーズ」共済金を請求いただくことができます。 ②発効日または更新日以後に発病した疾病、もしくは発効日または更新日以後に発生した不慮の事故等を原因として重度障がい(※1)となったとき ※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。	死亡・重度障害共済金額
災害死亡共済金 または 障害共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等(※2)を直接の原因として、共済期間中に死亡したとき ②加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等(※2)を直接の原因として、共済期間中に重度障がい(※1)の状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。 ※災害死亡共済金と障害共済金(重度障がいのとき)は重複してお支払いしません。	災害特約共済金額または 災害死亡特約共済金額

(※1)重度障がい状態とは、全労済が定める身体障害等級別支払割合表(62 ページ参照)の第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいいます。「身体障がい」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したものと
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したものと
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

(※2)「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および全労済所定の感染症をいいます。

▶ 14 掛金の払込免除について

(1)掛金の払い込みを免除する場合

加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったとき
例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターへお問い合わせください) 上記の身体障がいの状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。

(2)次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。

- 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
- 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
- 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)腰・背痛で他覚症状のないもの

(3)地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないときがあります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリング・オフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」(29 ページ)をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
- (2)提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込者(契約者)に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したものの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式視力表によるものとする。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひざ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部を廃したものの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあたっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したものの (7)1下肢の用を全廃したものの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等級	身体障害	支払割合
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5)1下肢を5cm以上短縮したものの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したものの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	身体障害	支払割合
第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8)1下肢を3cm以上短縮したものの (9)1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長骨管に変形を残すもの	10%

等級	身体障害	支払割合
第12級	(9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌(がいぼう)に醜状を残すもの	10%
第13級	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したものの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9)局部に神経症状を残すもの	4%

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

▶ 2 生命・後遺障害保障(自家生命共済・団体定期生命共済)、終身生命共済、交通災害共済、自然災害共済における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける自家生命共済(重度障害共済金)、全労済が引受ける団体定期生命共済(重度障害共済金)、交通災害共済(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命共済(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な損傷状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(平成23年2月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1.両眼が失明したもの 2.そしゃく及び言語の機能を廃したものの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひざ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃したものの 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	100%

等級	身体障害	支払割合
第3級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2.そしゃく又は言語の機能を廃したものの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5.両手の手指の全部を失ったもの	100%
第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力を全く失ったもの 4.1上肢をひざ関節以上で失ったもの 5.1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両手の手指の全部の用を廃したものの 7.両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%

4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

▶ 3 入院・手術保障(損害保険会社)における手術支払倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率
\$.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	20
2.乳房切断術	20
\$.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
3.骨移植術	20
4.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	20
5.頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	20
6.鼻骨観血手術(鼻中隔湾曲症手術を除く)	10
7.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20
8.脊椎・骨盤観血手術	20
9.鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.四肢切断術(手指・足指を除く)	20
11.切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20
12.四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	10
13.筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10
\$.呼吸器・胸部の手術	
14.慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.喉頭全摘除術	20
16.気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)(注2)	20
17.胸部形成術	20
18.縦隔腫瘍摘出術	40
\$.循環器・脾の手術	
19.観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	20
20.静脈瘤根本手術	10
21.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)(注2)(注3)	40
22.心膜切開・縫合術	20
23.直视下心臓内手術	40
24.体内用ペースメーカー埋込術	20
25.脾摘除術	20
\$.消化器の手術	
26.耳下腺腫瘍摘出術	20
27.顎下腺腫瘍摘出術	10
28.食道離断術	40
29.胃切除術	40
30.その他の胃・食道手術(開胸・開腹を伴うもの)(注2)(注3)	20
31.腹膜炎手術	20
32.肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20
33.ヘルニア根本手術	10
34.虫垂切除術・盲腸縫合術	10
35.直腸脱根本手術	20
36.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)(注3)	20

手術番号および手術の種類	給付倍率
37.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
\$.尿・性器の手術	
38.腎移植手術(受容者に限る)	40
39.腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	20
40.尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
41.尿道閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20
42.陰茎切断術	40
43.睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.陰囊水腫根本手術	10
45.子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘等の子宮全摘除術を除く)	40
46.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.帝王切開娩出術	10
48.子宮外妊娠手術	20
49.子宮脱・膣脱手術	20
50.その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	20
51.卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く)	20
52.その他の卵管・卵巣手術	10
\$.内分泌器の手術	
53.下垂体腫瘍摘除術	40
54.甲状腺手術	20
55.副腎全摘除術	20
\$.神経の手術	
56.頭蓋内観血手術	40
57.神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20
58.観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.脊髄硬膜内外観血手術	20
\$.感覚器・視器の手術	
60.眼瞼下垂症手術	10
61.涙小管形成術	10
62.涙嚢鼻腔吻合術	10
63.結膜嚢形成術	10
64.角膜移植術	10
65.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.虹彩前後癒着剥離術	10
67.緑内障観血手術	20
68.白内障・水晶体観血手術	20
69.硝子体観血手術	10
70.網膜剥離症手術	10
71.レーザー・冷凍凝固による眼球手術(近視または乱視の矯正手術を除く)(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いづれか1回の支払いを限度とする)	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
72.眼球摘除術・組織充填術	20
73.眼窩腫瘍摘出術	20
74.眼筋移植術	10
\$.感覚器・聴器の手術	
75.観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.乳様洞削開術	10
77.中耳根本手術	20
78.内耳観血手術	20
79.聴神経腫瘍摘出術	40
\$.悪性新生物の手術	
80.悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	40
81.悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いづれか1回の支払を限度とする)	10
82.その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	20
\$.上記以外の手術	
83.上記1～82以外の開頭術(注1)	20
84.上記1～82以外の開胸術(注2)	20
85.上記1～82以外の開腹術(注3)	10
86.衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いづれか1回の支払を限度とする)	20
87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いづれか1回の支払を限度とする)	10
\$.新生物根治放射線照射	
88.新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いづれか1回の支払を限度とする。)	10

- (注1)「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
(注2)「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
(注3)「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、脾臓、膵臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

等級	身体障害	支払割合
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2.1上肢を手関節以上で失ったもの 3.1下肢を足関節以上で失ったもの 4.1上肢の用を全廃したものの 5.1下肢の用を全廃したものの 6.両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4.せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5.1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 6.1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4.削除 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの 8.1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9.1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10.1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11.両足の足指の全部の用を廃したものの 12.外ばうに著しい醜状を残すもの 13.両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.せき柱に運動障害を残すもの 3.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの 5.1下肢を5センチメートル以上短縮したものの 6.1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 7.1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8.1上肢に偽関節を残すもの 9.1下肢に偽関節を残すもの 10.1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7.1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8.1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したものの 10.1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11.1足の足指の全部を廃したものの 11の2.外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12.生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.正面視で複視を残すもの 2.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3.14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5.削除 6.1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの 7.1下肢を3センチメートル以上短縮したものの 8.1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4.1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5.せき柱に変形を残すもの 6.1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7.削除 8.1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの 9.胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4.1耳の耳かくの大部分を欠損したものの 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8.長管骨に変形を残すもの 8の2.1手の小指を失ったもの 9.1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの 10.1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの 12.局部にがん固な神経症状を残すもの 13.削除 14.外ばうに醜状を残すもの	10%
第13級	1.1眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2.正面視以外で複視を残すもの 3.両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2.5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4.1手の小指の用を廃したものの 5.1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6.削除 7.削除 8.1下肢を1センチメートル以上短縮したものの 9.1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10.1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1.1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2.3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2.1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3.上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4.下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5.削除 6.1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7.1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8.1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9.局部に神経症状を残すもの 10.削除	4%

【備考】

1. 視力の測定は、万国式視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。

▶ 4 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は次表のとおりです。

1. 手術の定義

- (1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1. から94. に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

2. 適用方法

- (1)1の手術を受けた場合で、表中の手術の種類2以上に該当したときは、いずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。
- 「衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」 「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。)」 「血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」に該当する手術
- (2)所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率
\$.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術(25cm未満は除く)	10
2.四肢軟部腫瘍摘出術	10
3.乳腺腫瘍摘出術	10
4.乳房切断術	10
\$.筋骨の手術(抜釘術は除く)	
5.骨移植術	10
6.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	10
7.頭蓋骨観血手術	10
8.鼻骨観血手術	10
9.上顎骨・下顎骨観血手術(歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除く)	10
10.脊椎・骨盤観血手術	10
11.鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術	10
12.四肢切断術	10
13.切断四肢再接合術	10
14.四肢骨・四肢関節観血手術	10
15.腱・靭帯観血手術	10
\$.呼吸器・胸部の手術	
16.慢性副鼻腔炎根本手術	10
17.喉頭切開術	10
18.気管・気管支・肺・胸膜手術(開頭・開胸を伴うもの)	10
19.胸郭形成術	10
20.縦隔腫瘍摘出術	10
\$.循環器の手術	
21.体内用ペースメーカー埋込術(電池・リード・ジェネレーター交換を除く)	10
22.体内用ペースメーカー交換術(電池交換を含む)	10
23.血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	10
24.血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
25.動静脈内埋込型カテーテル設置術	10
26.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	10
27.直視下心臓内手術	10
28.心膜切開・縫合術	10
\$.脾・リンパ節の手術	
29.脾摘除術	10
\$.消化器の手術	
30.耳下腺腫瘍摘出術	10
31.顎下腺・舌下腺腫瘍摘出術	10
32.食道離断術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
33.腹膜炎手術	10
34.胃切除術	10
35.その他の胃・食道手術(開頭・開胸・開腹を伴うもの)	10
36.ヘルニア根本手術	10
37.限局性腹腔膿瘍手術	10
38.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
39.直腸脱根本手術	10
40.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	10
41.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
42.肝移植手術(受容者に限る)	10
43.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓手術	10
\$.尿・性器の手術	
44.腎臓・腎盂手術	10
45.腎移植手術(受容者に限る)	10
46.尿管・膀胱手術	10
47.膀胱周囲膿瘍切開術	10
48.尿道狭窄手術	10
49.陰茎切断術	10
50.睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
51.陰嚢水腫根本手術	10
52.子宮全摘除術	10
53.帝王切開娩出術	10
54.子宮外妊娠手術	10
55.膣脱手術	10
56.その他の子宮手術(子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く)	10
57.卵巣・卵管手術	10
\$.内分泌器の手術	
58.下垂体腫瘍摘除術	10
59.甲状腺手術	10
60.副腎手術	10
\$.神経の手術	
61.神経観血手術	10
62.頭蓋内手術	10
63.脊髄硬膜内外手術	10
64.脊髄腫瘍摘出術	10
\$.感覚器・視器の手術	
65.観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	10
66.緑内障手術	10
67.硝子体茎顕微鏡下離断術	10
68.線維柱帯顕微鏡下切開術	10
69.白内障・水晶体観血手術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
70.硝子体観血手術	10
71.網膜剥離症手術	10
72.レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする。視力矯正術を除く)	10
73.眼筋移植術	10
74.眼球摘除術・組織充填術	10
75.眼窩腫瘍摘出術	10
76.眼瞼下垂症手術	10
77.結膜嚢形成術	10
78.角膜移植術	10
79.涙小管形成術	10
80.涙嚢鼻腔吻合術	10
\$.感覚器・聴器の手術	
81.観血的鼓膜・鼓室形成術	10
82.乳様洞削開術	10
83.中耳根本手術	10
84.内耳観血手術	10
85.聴神経腫瘍摘出術	10
\$.悪性新生物の手術	
86.悪性新生物根治手術	10
87.悪性新生物温熱療法(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
88.その他の悪性新生物手術	10
\$.上記以外の手術	
89.上記以外の開頭術	10
90.上記以外の開胸術	10
91.上記以外の開腹術	10
92.衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
93.体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10
\$.新生物根治放射線照射	
94.新生物根治放射線照射(50グレイ(5000ラド)以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする)	10